

対外経済政策を巡る最近の動向 ～国際経済秩序の再構築に向けた日本の役割～

2023年 6 月

通商政策局・貿易経済協力局

特に御議論いただきたい論点

■ 問 1

WTOの機能不全が指摘される中、**経済安全保障と自由貿易の両立を可能とする国際経済秩序**の再構築に向けて、日本はどのような取組を進めるべきか。

■ 問 2

グローバルな課題解決のため、G7をはじめとする西側諸国と**グローバルサウスとの連携**の重要性が高まる中、日本が果たすべき役割は何か。

■ 問 3

民需主導の持続的な経済成長を実現するため、どのように**海外の市場やカネ・ヒトを獲得**し、日本経済の活力につなげていくべきか。

■ 問 4

国際的な安全保障環境が厳しさを増す中で、我が国として、貿易・投資管理の面で、どのような取組が求められるか。

■ 問 5

上記議論を踏まえ、日本が対外経済政策を推進していくうえで**成果目標として参照すべき指標（KPI）**にはどのようなものがあるか。

目次

1. 世界経済の動向

2. 世界経済構造の変化

- (1) グローバリゼーションに対する有識者の評価
- (2) WTO（世界貿易機関）が直面する課題
- (3) 地政学的な構造変化を背景に、激化する産業政策間の競争

3. 日本の施策の方向性

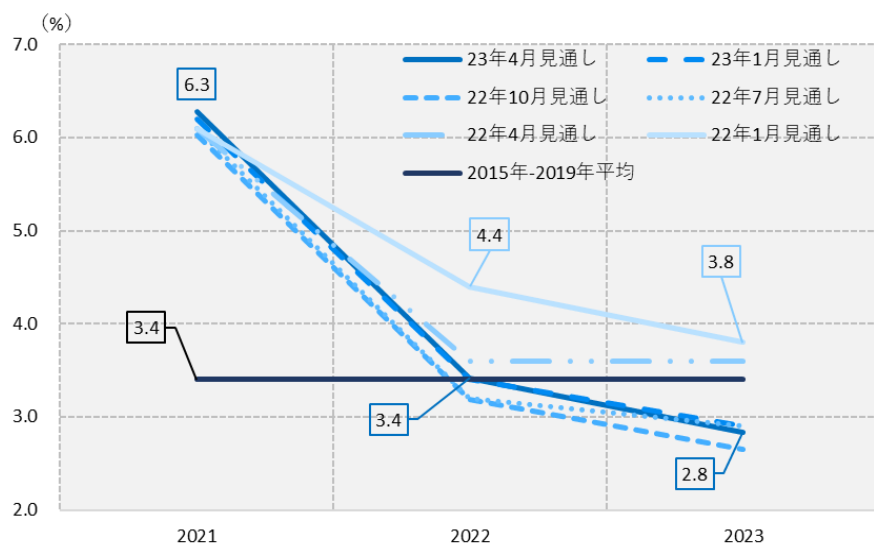
- (1) 有志国と連携した国際協調行動
- (2) 自由で公正な貿易秩序の変化と経済安全保障の両立
- (3) 自由貿易体制の堅持と補完的対応
- (4) 有志国との連携強化への対応
- (5) グローバルサウスへの貢献
- (6) 民需主導の持続的成長に向けた海外経済の活力の取込み
- (7) 貿易・投資管理

4. 成果目標として参照すべきKPI

1 世界経済動向

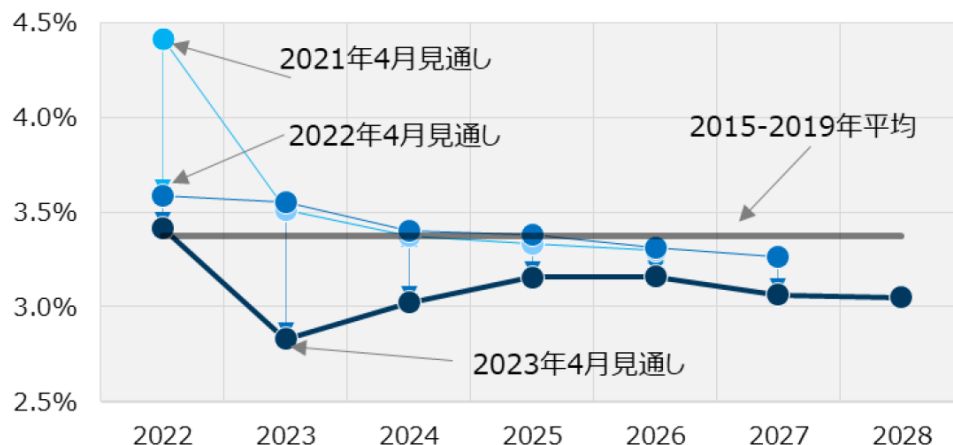
- IMFに拠れば、2023年の世界経済の成長率は、金融部門における混乱や各国の家計・企業向けの支援策の段階的な縮小などを理由に、2.8%と2022年を下回る見通し。
- 2028年までみても、世界経済の成長率はパンデミック前のトレンド（3.4%程度）を一貫して下回っており、減速感は中期的に持続する見通し。

世界経済成長率見通しの推移



資料：IMF「WEO」から作成

世界経済の成長率トレンド

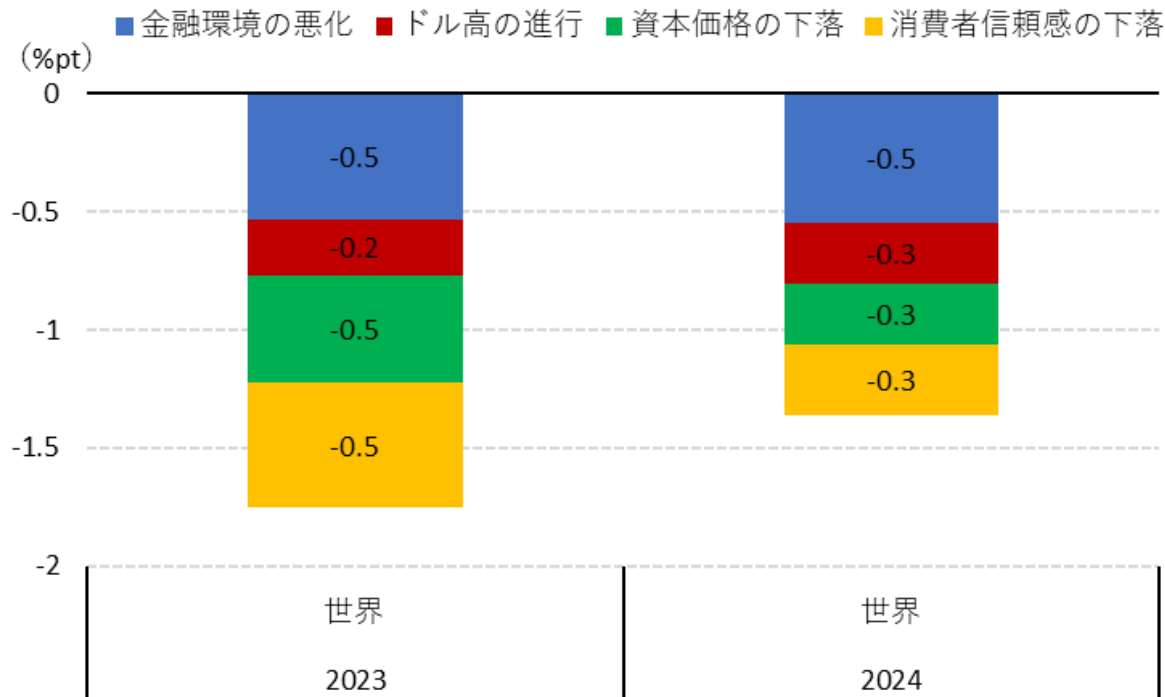


資料：IMF「WEO」から作成

(参考) 世界経済のリスクシナリオ

- IMFは、2023年及び2024年の世界経済の成長率にマイナスの影響を与えるリスクとして、①金融環境の悪化、②ドル高の進行、③資本価格の下落、④消費者信頼感の下落、を挙げている

世界経済のリスクシナリオ



資料：IMF「WEO」から作成

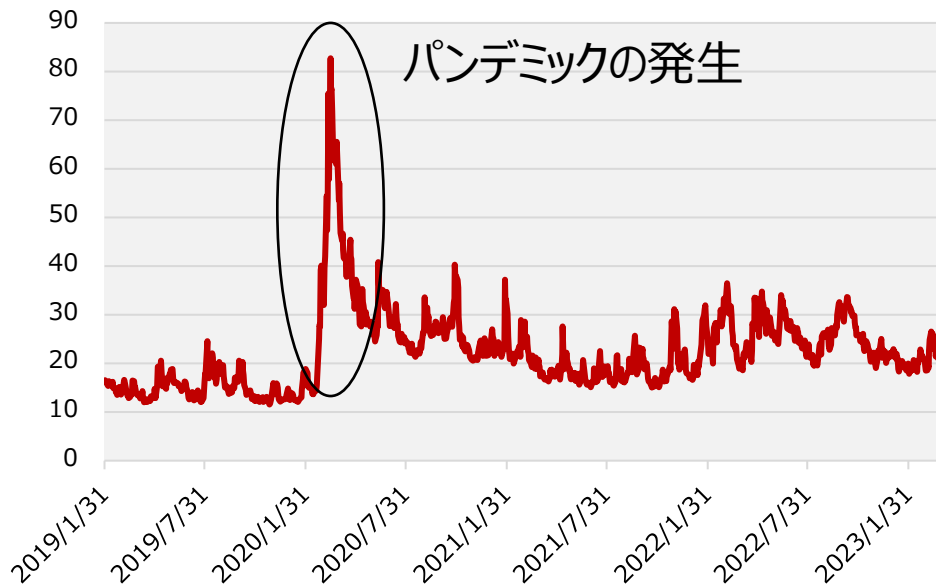
備考：それぞれのリスク要因について、具体的には下記のような状態を想定している。

- ✓ 金融環境の悪化：2023年に米国の銀行貸出が減少し、社債のスプレッドが250bp拡大し、その波及的な影響を各国が受ける場合。
- ✓ 資本価格の下落：世界の資本価格が金融環境の悪化により10%下落し、2023年平均で6%下落した場合。
- ✓ ドル高の進行：アジアを除く途上国の国債プレミアムの大幅な上昇と、安全資産への逃避による米ドルの約10%の増価が起きた場合。
- ✓ 消費者信頼感の下落：各国において予備的貯蓄により消費が減退し、景況感の悪化により投資が減退した場合。
(米国では、消費の0.3%の減少、投資の1.0%の減少したケースを想定。)

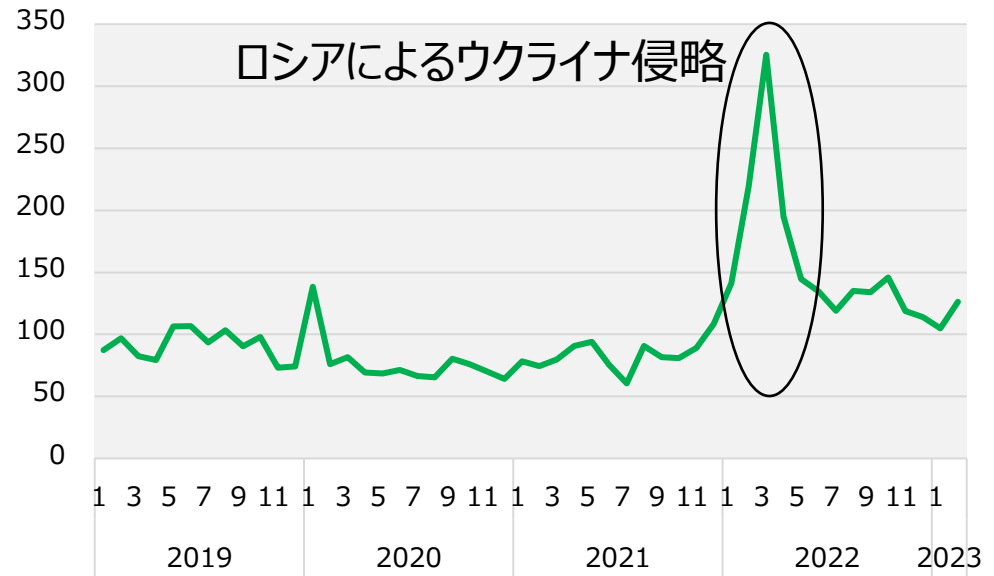
(参考) 不確実性指数の動向

- 2020年初のパンデミックの発生や、2021年2月のロシアによるウクライナ侵略により、VIX指数（恐怖指数）や、地政学的リスク指数が急騰。現在、両数値は落ち着いてはいるものの、上記イベント発生以前に比べれば、高止まり。

VIX指数



地政学的リスク指数



資料： VIX指数は Refinitiv databaseから、地政学的リスク指数はEconomic Uncertainty Indexから作成。

目次

1. 世界経済の動向

2. 世界経済構造の変化

(1) グローバリゼーションに対する有識者の評価

(2) WTO（世界貿易機関）が直面する課題

(3) 地政学的な構造変化を背景に、激化する産業政策間の競争

3. 日本の施策の方向性

(1) 有志国と連携した国際協調行動 ～G7貿易大臣会合・G7サミット・IPEF～

(2) 自由で公正な貿易秩序の変化と経済安全保障の両立

(3) 自由貿易体制の堅持と補完的対応

(4) 有志国との連携強化への対応

(5) グローバルサウスへの貢献

(6) 民需主導の持続的成長に向けた海外経済の活力の取込み

(7) 貿易・投資管理

4. 成果目標として参照すべきKPI

2 (1) グローバリゼーションに対する有識者の評価

- 1980年代から続いてきたグローバリゼーションは転機に。
- 「脱グローバリゼーション」(deglobalization)ではなく、「**グローバリゼーションの変容**」との指摘も。今後も国境を越えた取引が続くことを前提に、政策を考えていく必要。

McKinsey Global Institute、2022年11月

- グローバリゼーションは終わったのではなく、変容。
 - 物品貿易の頭打ちに対し、サービス貿易は成長を続け、データや知財、人材（パンデミックの影響除く）の越境流通は急激に伸びている。IT化など技術革新によりサービス貿易の障壁が低下し、シェアが上昇。

Andrés Velasco LSE教授、2022年6月

- 国際貿易のボリュームは歴史的に見れば高い水準にとどまり、「脱グローバル化」が起きているとはいえない。
- 実際の変化は以下の3つ。**各国政府が正しく対応すれば、持続可能なグローバリゼーションは可能。**
 - コスト最小化より信頼性を重視したグローバルサプライチェーンの組替
 - 技術革新が可能とした物品からサービス貿易へのシフト
 - 政府によるグローバリゼーションへの積極的な介入

Pol Antràsハーバード大学教授、2020年11月

- 過去50年のうち2008年までの約20年間は「ハイパー・グローバル化」。その要因は、①ICTによるバリューチェーン分散、②貿易障壁の削減、③旧共産圏のグローバル経済への統合。
- その影響の一巡後、**グローバル化が減速するのは自然であり、「脱グローバル化」ではない。**

2 (2) WTO (世界貿易機関) が直面する課題

- 冷戦下の1948年にGATT、冷戦終結後の1995年にWTO発足。現在**164メンバー**が加盟。
 - **GATT時代は、「西側」の枠組み**として漸進的な**貿易自由化の方向性が共有**され、貿易障壁の削減・撤廃や、補助金、サービス、知財など**新分野でのルール形成が実現**。
 - **WTOとなり、それまでプल्ली協定であった補助金等の規律がマルチ化されるとともに、二審制で強制力が高い**（当事国の反対でパネル報告書の採択をブロックすることができない）**紛争解決制度を整備**。
- **コンセンサスに基づく組織であるため、新興国の台頭や産業構造の変化に柔軟に対応できず、自由化や新たなルールの形成は進まず。不満を持つ米国が、上級委員の任命をブロック。**

交渉機能

紛争解決機能

監視機能

問題点

全加盟国「全会一致」の原則により、
新たなルール作りが困難
(保健・デジタル・環境等)

米国の反対で、上級委員会
(第二審) が機能停止中



中国等の通報の不履行
により監視機能が弱体化



対応例

有志国での交渉の立ち上げ
(共同声明イニシアティブ (JSI))

→サービス国内規制は交渉妥結、
電子商取引も交渉本格化

- ① 2024年までの機能回復を目指す
- ② 仲裁手続を暫定的に活用する
有志国枠組 (MPIA) の発足
※今年3月に日本も参加
- ③ EU等は空上訴対抗措置を導入

通報不履行国への罰則の適用等
について、加盟国間で議論

→途上国の反対で
罰則の提案は取り下げ

2 (3) 地政学的な構造変化を背景に、激化する産業政策間の競争

- 新型コロナ感染拡大はグローバル化の限界を露呈。ロシアによるウクライナ侵略、米中対立等を背景に、世界は**地政学的な構造変化**に直面。先端技術分野を中心に、貿易・投資・技術・情報といった領域で、**世界の「分断」**が進展し、**産業政策間の競争が激化**している。
 - **中国**は、国内大循環（内需拡大、コア技術の国産化、自主的でコントロール可能なサプライチェーン）と国際循環（中国と協力する意向のある国・地域・企業と連携、対外開放に伴い安全保障を重視）で、外部からのサプライチェーン断絶に対する強力な反撃力と抑止力の構築を目指している。
 - **米国**は、インフレ削減法において、気候変動対策を名目に、再エネ、EV、グリーン水素などへ3690億ドルもの財政支援（税額控除や補助金）を行い、国内産業基盤の再構築、雇用創出、サプライチェーンの強靱化をはかり、国内外から投資を強力に引き付けている。（例）日米重要鉱物協定
 - **EU**も、ネットゼロ産業の競争力強化のために、グリーンディール産業計画に2700億ユーロ以上の支援策を講じる構え。



G7 広島サミット首脳コミュニケ（パラ51-地域情勢）

- ・ 中国とのデカップリングではなく、デリスキング及び多様化を追求
- ・ 労働者及び企業のために公平な競争条件を求める
- ・ 経済的威圧に対する強靱性を促進し、国家安全保障を脅かすために使用され得る先端技術を、貿易及び投資を不当に制限することなく保護する必要性
- ・ 台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認し、兩岸問題の平和的解決を促す
- ・ 中国に対し、ロシアが軍事的侵略を停止し、即時に、完全に、かつ無条件に軍隊をウクライナから撤退させるよう圧力をかけることを求める

(参考) G7広島サミット首脳コミュニケ

(パラ51 地域情勢)

- 我々の政策方針は、中国を害することを目的としておらず、中国の経済的進歩及び発展を妨げようとはしていない。成長する中国が、国際的なルールに従って振る舞うことは、世界の関心事項である。我々は、デカップリング又は内向き志向にはならない。同時に、我々は、経済的強靱性には**デリスキング及び多様化**が必要であることを認識する。我々は、自国の経済の活力に投資するため、個別に又は共同で措置をとる。我々は、重要なサプライチェーンにおける過度な依存を低減する。
- 中国との持続可能な経済関係を可能にし、国際貿易体制を強化するため、我々は、我々の労働者及び企業のための**公平な競争条件**を求める。我々は、世界経済を歪める中国の非市場的政策及び慣行がもたらす課題に対処することを追求する。我々は、不当な技術移転やデータ開示などの悪意のある慣行に対抗する。我々は、**経済的威圧に対する強靱性を促進**する。我々はまた、**国家安全保障を脅かすために使用され得る先端技術を、貿易及び投資を不当に制限することなく保護する必要性を認識**する。
- 我々は引き続き、東シナ海及び南シナ海における状況について深刻に懸念している。我々は、**力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対**する。
- 我々は、**国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認**する。台湾に関するG7メンバーの基本的な立場（表明された「一つの中国政策」を含む）に変更はない。我々は、**兩岸問題の平和的解決を促す**。
- 我々は、強制労働が我々にとって大きな懸念事項となっているチベットや新疆ウイグルにおけるものを含め、中国の人権状況について懸念を表明し続ける。我々は、中国に対し、香港における権利、自由及び高度な自治権を規定する英中共同声明及び基本法の下での自らのコミットメントを果たすよう求める。
- 我々は中国に対し、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約に基づく義務に従って行動するよう、また、我々のコミュニティの安全と安心、民主的制度の健全性及び経済的繁栄を損なうことを目的とした、干渉行為を実施しないよう求める。
- 我々は、中国に対し、**ロシアが軍事的侵略を停止し、即時に、完全に、かつ無条件に軍隊をウクライナから撤退させるよう圧力をかける**ことを求める。我々は、中国に対し、ウクライナとの直接対話を通じることも含め、領土一体性及び国連憲章の原則及び目的に基づく包括的、公正かつ永続的な平和を支持するよう促す。

(参考) 中国の産業政策 (「双循環」～供給網における地政学的な構造調整に対応～)

- 中国は、対外開放路線を継続 (国際循環) しつつ、内需を拡大することで (国内大循環)、自国の巨大市場の魅力により諸外国の投資・技術を惹き付ける「双循環政策」を提唱。
- 「自主的・コントロール可能なサプライチェーンの能力強化」のため、供給網の主要部分は国内に留めておき、強制的な技術移転を迫るなど、先端的のコア技術の国産化を挙国体制で推進。
- 外国 (企業) の中国依存を強化しつつ、自己完結型産業チェーンの確立のために脆弱部分を重点的に補強するなどしてサプライチェーン断絶に対する抑止力を構築。

科学技術の自立自強

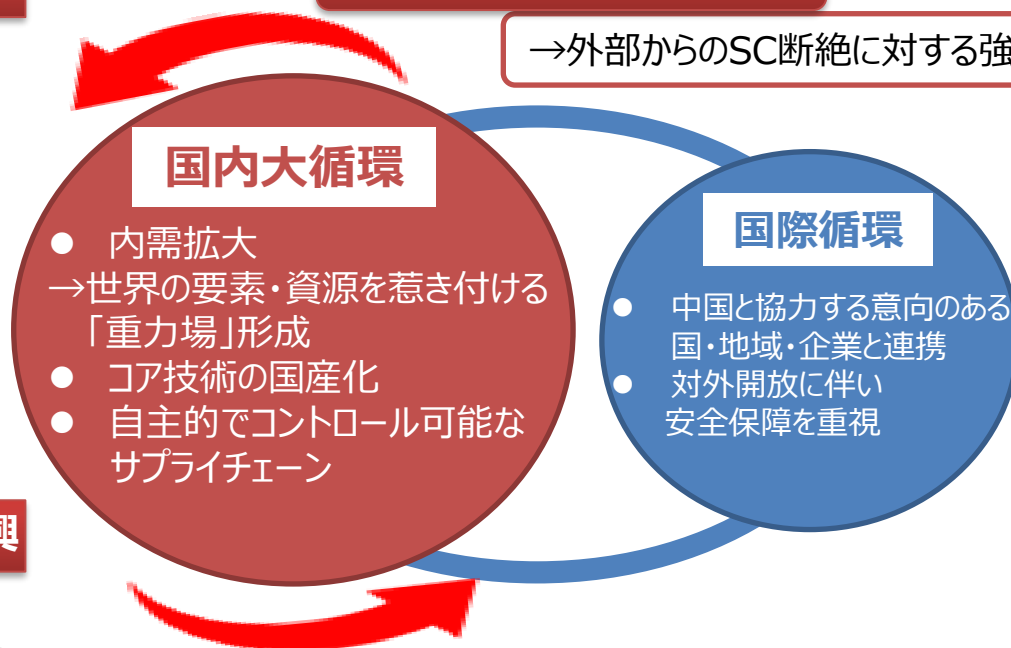
研究開発

- R&D投資の伸び率
→年平均7%以上
- 国家科学技術プロジェクト
→AI、量子情報、集積回路、生命・健康、宇宙等
- 製造業の競争力強化
→新素材、重要技術設備、スマート製造、ロボット、航空等

中国が第14次5か年計画等で打ち出した「双循環」

中国依存の強化

→外部からのSC断絶に対する強力な反撃力と抑止力の構築



国内大循環

- 内需拡大
→世界の要素・資源を惹き付ける「重力場」形成
- コア技術の国産化
- 自主的でコントロール可能なサプライチェーン

国際循環

- 中国と協力する意向のある国・地域・企業と連携
- 対外開放に伴い安全保障を重視

輸出管理の強化

- 輸出管理法は詳細未定なるも、
- ① 域外適用と再輸出規制によるグローバルSCへの影響、
 - ② 国際輸出管理レジームの目的を越えた国内産業 支援のための輸出規制、
 - ③ 報復措置による企業の経営判断への不当な介入の懸念あり

2022年には他国にとっての choke point 技術の管理などを企図して「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の改定に着手。

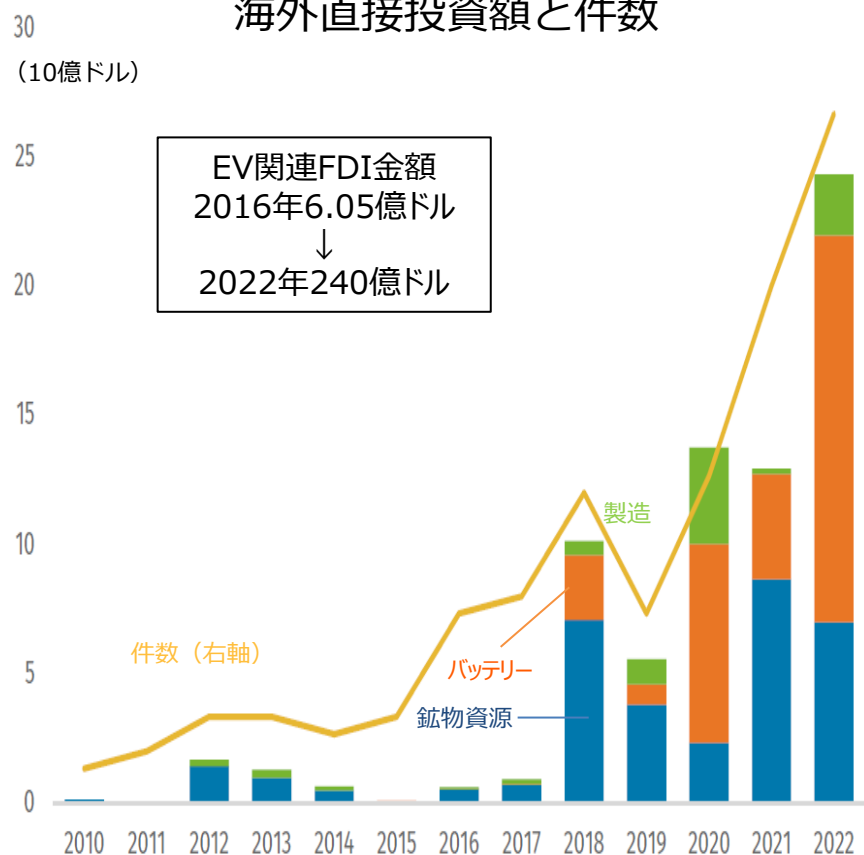
大規模基金等による技術振興

- 国家基金を設置 (2014年、2019年) して、半導体関連技術に5兆円を超える大規模投資

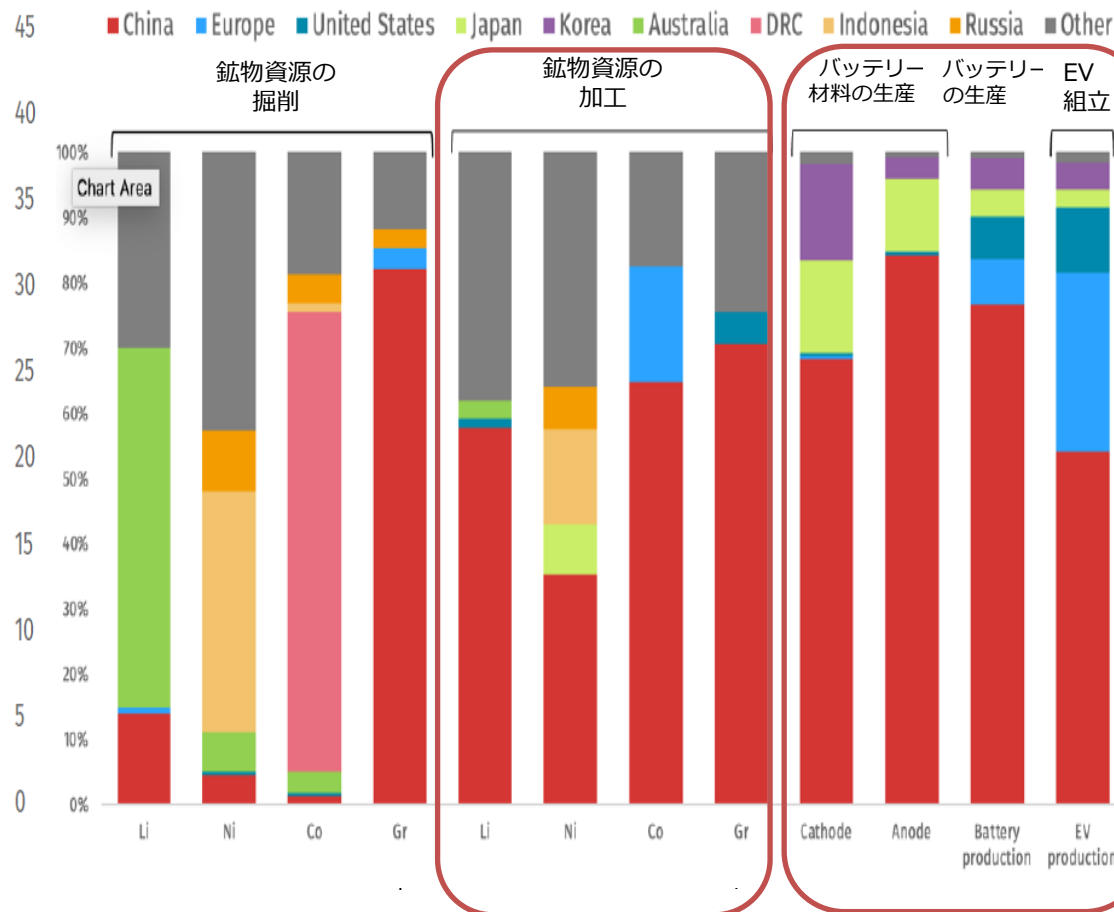
(参考) 中国EV産業の展開 (Rhodium Group レポート)

- 中国によるEVバリューチェーンに関する海外直接投資額は2016年から2022年で約40倍以上に急増。上流から下流まですべての工程において、巨額な投資を実施。
- これらの結果、中国はEV生産の中・下流の工程で、1/2～2/3程度の支配的な地位を確立。

中国のEVバリューチェーンに関する
海外直接投資額と件数



EV生産の各工程における国別シェア



(参考) 米欧の産業政策に関する動向

米・EUによる国際経済の「新たな概念」・産業政策間の競争

- コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略、米中対立を背景に、米国をはじめ各国でサプライチェーンを「自国（リショア）・隣国（ニアショア）・同志国（フレンドショア）」に移す動き。
- 2022年8月に米国で成立したインフレ削減法（IRA）は、3,690億ドルの気候変動関連投資を用意。EUも2023年2月に欧州域内への投資を促進するグリーンディール産業計画を発表。

米国インフレ削減法

(IRA : Inflation Reduction Act)
(2022年8月成立)

<概要>

- 気候変動対策へ過去最大規模の3,690億ドルを投資。
- 再エネやEV、グリーン水素等への税額控除及び補助金を通じた国内投資促進を目指す。



出典：2023年4月ホワイトハウスHP

<ねらい> (2022年8月バイデン大統領スピーチ)

- 過去最大の投資を行う。
- IRAは、何万もの良い給料の雇用とクリーンエネルギー製造業の雇用を米国で創出する。



<IRAによる米国への回帰> (2023年3月CSISレポート)

- IRAの成立以来、フォルクスワーゲン、BMW、エネル（イタリアのエネルギー企業）、フレイル（ノルウェーの電池企業）などの欧州の大手企業を含む約20の企業がクリーンエネルギー生産施設の新設・拡張を発表。10万人以上の新規雇用が米国で創出される見込み。

EUグリーンディール産業計画 (2023年2月発表)

<概要>

- ネットゼロ産業の競争力強化のため、複数年度に亘る基金（既存予算を含む総額2700億ユーロ）＋今後発表される欧州主権基金を活用。
- 重要原材料や水素等の重要セクターの規制環境整備、資金への迅速なアクセス確保、人材育成、貿易協定等による貿易促進を通じて、クリーン技術の域内確保を目指す。
- 具体的な施策として、国家補助金の暫定危機・移行枠組（緩和策）※、重要原材料法、ネット・ゼロ産業法などを発表。
※域外への投資移転の抑止等を目的とし、補助上限額の引き上げを含めた補助金ルールを緩和。



出典：2023年4月欧州委員会HP

<ねらい> (1月 フォン・デア・ライエン委員長スピーチ)

- (クリーンエネルギー技術市場における) 競争に打ち勝つために、我々は産業基盤の強化へ投資を続け、欧州をより投資とイノベーションに適した場所にする必要がある。

<加盟国独自の対応> (報道より)

- 独政府は、5億ユーロ以上の補助金を投じ、米半導体大手ウルフスピードの工場と研究開発施設の新設を支援。

(参考) サリバン大統領補佐官の国際経済に関するスピーチ (2023年4月27日、ブルッキングス研究所)



米国が追求する産業・イノベーション戦略は、米国の経済力と技術力の源泉に投資し、多様で強靱なグローバル・サプライチェーンを促進し、労働・環境から信頼できる技術、優れたガバナンスに至るまで、あらゆる面で高い基準を設定し、気候や健康といった公共財を実現。

- バイデン大統領就任時に米国が直面していた **4つの課題**は、①米国の産業基盤の空洞化、②地政学的・安全保障的な競争環境への適応、③気候危機とエネルギー移行、④不平等がもたらす民主主義への損害。
- **米国の経済アプローチの中核と5つのステップ**
 - ① **近代的な産業戦略で国内に新たな基盤を築く。**(CHIPS法、インフレ削減法、超党派インフラ法)
 - ② **パートナー国との協働。**米国は自国の産業戦略を堂々と追求するが、パートナーを置き去りにしないことに明確にコミット。米国と日本は、重要鉱物のサプライチェーンでの協力を深めるための協定を締結。インフレ削減法を、摩擦の原因から強みと信頼性の源に転換。
 - ③ **伝統的な貿易協定の先へと進み、新たな国際経済パートナーシップを築く。**関税引き下げを基準として政策全体を定義すべきでない。正しい問いとは、どのように貿易を国際経済政策の中に位置づけ、どのような問題を解決しなければならないかということ。サプライチェーンの強靱化、良い雇用の創出、信頼できるオープンなデジタルインフラの構築、底辺への競争を食い止めること、汚職への対処といった優先課題は、単なる関税削減とは根本的に異なる。
 - ④ **新興国への数兆ドルの投資。**彼らの解決策を米国の外交力によって実現。
 - ⑤ **基盤技術の保護。**中核的な国家安全保障と関連のある機密技術への対外投資への対応を検討中。これは、狭い範囲の技術と、軍事的な挑戦を試みる少数の国に焦点。
- デカップリングではなく、**リスク除去 (de-risking)**と多様化を志向。経済を超えて、米国は中国と多面的に競争しているが、対立や衝突を望んでおらず、責任を持って競争を管理。

(参考) 重要鉱物のサプライチェーン強化に関する日米協定概要

タイトル

重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
(AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN ON STRENGTHENING CRITICAL MINERALS SUPPLY CHAINS)

前文

✓ 日米貿易協定を考慮して(in view of)、次のとおり協定した。

第1条【協定の目的】

✓ 貿易の円滑化、労働及び環境の確固とした基準の確保、重要鉱物のサプライチェーンの多様化及び強化等。

第3条【重要鉱物の貿易促進】

- ✓ GATT第11条1(数量制限の一般的廃止)に従い、両締約国間の重要鉱物の輸出入において禁止や制限を相互に課さない義務を確認する。(1項)
- ✓ 他方の締約国に輸出される重要鉱物に関して輸出税を賦課しないという自国の現在の慣行を継続する。(2項)
- ✓ 重要鉱物の貿易に影響を及ぼすような非締約国による非市場的政策や慣行に対処するための、効果的で適切な国内的措置の可能性、グローバルな重要鉱物のサプライチェーンに関する問題について協議を行う。(4項)
- ✓ 両国内における外国企業による重要鉱物分野への投資の国家安全保障への影響を決定するため、当該投資の審査のベストプラクティスに関する協議を行う。(5項)
- ✓ サプライチェーンの混乱が発生する際には、可能な限り、各締約国政府による当該混乱に対処する取組を支援するために協議する。(6項)

第4条【重要鉱物の持続可能なサプライチェーンの促進】

- ✓ 重要鉱物が関わるプロジェクト候補の環境影響評価のための適切な手続の構築及び維持を行う意図を確認する。(4項)
- ✓ 製品寿命の延長、リユース及びリサイクルされた鉱物の割合の増加、廃棄物の減少等を通じて、未使用原料採掘の需要や環境影響を減少させるため、資源効率のより高い循環経済的なアプローチを推進するための措置を取るべく努力する。(7項)

第5条【重要鉱物の衡平なサプライチェーンの構築】

- ✓ 労働者に対する暴力等について調査及び対処する意図を確認する。(5項)
- ✓ 移民労働者が各締約国の労働法令に基づいて保護されることを確保する意図を確認する。(6項)
- ✓ 児童労働を含む強制労働によって生産された物品を輸入しないよう奨励(discourage)する意図を確認する。強制労働によって採取・加工された重要鉱物を含む物品を輸入しないよう奨励する機会を検討することができる。(8項)
- ✓ 重要鉱物採取・加工における労働権に関する共通の目標を推進するため、以下を実施する。本協定の発効から1年以内に以下の活動を開始する。(9項)
 - 国内法で可能な範囲内での関与、情報共有、執行措置についての調整
 - 高い労働基準を実施する締約国の能力及び締約国の市場に供給する生産者を有する他の国又は地域の能力構築の機会特定
 - 国内法で可能な範囲内での重要鉱物のサプライチェーンに関連する事業体における労働権侵害に関する情報共有及び改善促進
 - 自国における生産者がリスクに応じた労働権デュー・ディリジェンスを実行するための措置の推進
 - 労働組合の組織化及び運営に関する使用者の中立性の推進
 - 強制労働との闘いや他の労働権の推進に関するベストプラクティス等に関する情報や研究の共有
- ✓ 労働・ビジネス組織の代表を含む関係者が本協定の事項に関して意見を述べることができる協議会を設置し、又は維持する。(10項)

第7条【重要鉱物に関する協力】

- ✓ 各締約国政府は、この協定の目的を無効にし、若しくは侵害し、又はこの条の規定に従って行われる協力を阻害するいかなる措置も採用し、又は維持することを差し控えるよう努める。

第9条【実施】

- ✓ この協定はそれぞれの国において効力を有する法令に従い、及び当該法令が許容する限度において実施される。

第10条【国際的な義務と国内の法的枠組み】

- ✓ この協定のいかなる規定も両締約国の関連する国家機関の権限に影響を与えるものと解してはならない。(2項)

附属書【重要鉱物に関する協力】

- ✓ 本協定における「重要鉱物」として、コバルト、グラファイト、リチウム、マンガン、ニッケルを特定。

(参考) EUの重要原材料クラブ (Critical Raw Materials Club)

- 2023年3月16日、重要原材料法案と同じタイミングで発表された重要原材料に関する政策文書の中で、**「重要原材料クラブ」**の設立※について発表。
- 同クラブには、**関心を持つ潜在的なパートナーが参加する予定**とされ、取組内容については、**2023年3月10日に発表されたE U米間で議論されている重要鉱物に関する取組が基礎となる**と記載。

※2月1日に欧州委員会より発表された「グリーン・ディール産業計画 (GDIP)」にて同クラブの設立に言及されていたもの。

【設立目的】

- **持続可能な重要原材料へのアクセス**は、多くのパートナーに共通する関心事であり、多くの政府間フォーラム (G7、G20、国際エネルギー機関、国際再生可能エネルギー機関等) や鉱物資源安全保障パートナーシップ、第三国との戦略的パートナーシップなどのイニシアティブにおける主要テーマ。また、一部による市場支配に対抗し、持続可能性という課題に取り組むためには、**国際協力が不可欠**。
- EUは、**消費国と資源国をつなぐ、重要原材料の安全で持続可能な供給を促進する「重要原材料クラブ」を設立**し、これらの様々な行動を補完・構築する。また、パートナーとともに、信頼性が高く、商業的根拠に基づいた、**透明で環境に優しい重要原材料の供給を促進**。特に、重要原材料クラブは、**生産国への持続可能な投資を促進し、生産国がバリューチェーンを向上させる**必要がある。

【重要原材料クラブの取組案】

- ✓ 市場開発のモニタリングと知識の共有の強化
- ✓ 探査活動の強化
- ✓ 持続可能な投資を可能にする環境の強化
- ✓ 投資案件の市場投入に要する時間の短縮化
- ✓ 規制協力による市場アクセスの円滑化
- ✓ 重要原材料サプライチェーンにおける**労働者の権利と社会的責任ある実践の推進への協力**
- ✓ **国境を越えた循環型・持続可能な経済の推進**と質の高いリサイクル能力の向上
- ✓ 新たな供給源を開拓するために、この分野におけるイノベーションの推進
- ✓ **危機への準備と対応に効率的で協調的なアプローチを提供**

(参考) EUの炭素国境調整措置 (CBAM) について

- EUは、域外諸国からのセメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミ、水素等の輸入について、製品当たり炭素排出量に基づく証書の購入 (= 輸入課金) を求める炭素国境調整措置 (CBAM) を導入する。
- 2023年10月1日から、製品単位あたり排出量や原産国で支払われた炭素価格等の情報を報告※する義務が開始。実際の課金は、EU-ETSにおける無償割当廃止のスピードに併せて、2026年から2034年にかけて段階的に導入されていく。 ※報告内容は、運用開始に向けて、対象範囲の見直しや排出量算定方法を発展させるために活用される想定。
- 法案は欧州議会及びEU理事会の承認を経て、本年5月、官報に掲載され、施行済み。



1. 対象産業

- セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミ、水素、鉄鋼やアルミに係るいくつかの下流製品（ネジやボルトなど）等

2. 課金について（2026年～段階的に導入、2034年以降本格稼働）

- EUへの輸入品につき、製品単位あたりの炭素排出量に基づき、CBAM証書の購入 (= 輸入課金) が必要

$$\text{輸入課金} = \text{CBAM証書価格 (P/CO2-ton)} \times \text{製品単位当たり排出量 (CO2-ton/Q)} \times \text{製品輸入量 (Q)}$$

証書価格：

- ① 前週におけるEU-ETSの全入札の平均終値
- ② EU域外で支払われた炭素価格 (tax or emission allowances) をCBAM証書価格から控除可

製品単位当たり排出量：

- ① 排出範囲： 直接排出とある特定の条件下での間接排出含む。
- ② 排出量： 実際の製品排出量
※デフォルト値の利用： 各国毎に輸出国の信用できるデータがない場合等、実際の数値が取得できない場合はデフォルト値を各輸出国の平均排出原単位を活用し、産品ごとに設定可能（ただし電力除く）。

目次

1. 世界経済の動向

2. 世界経済構造の変化

(1) グローバリゼーションに対する有識者の評価

(2) WTO（世界貿易機関）が直面する課題

(3) 地政学的な構造変化を背景に、激化する産業政策間の競争

3. 日本の施策の方向性

(1) 有志国と連携した国際協調行動

(2) 自由で公正な貿易秩序の変化と経済安全保障の両立

(3) 自由貿易体制の堅持と補完的対応

(4) 有志国との連携強化への対応

(5) グローバルサウスへの貢献

(6) 民需主導の持続的成長に向けた海外経済の活力の取込み

(7) 貿易・投資管理

4. 成果目標として参照すべきKPI

3 (1) 有志国と連携した国際協調行動 ～G7貿易大臣会合（第1回）～

- 本年、日本が議長国を務め、4月（オンライン）、10月（大阪・堺）に開催。

議題1. 自由で公正な貿易体制の維持・強化 ～WTO改革・MC13への道～

- ・来年2月の第13回WTO閣僚会議に向けて、紛争解決制度改革、電子的送信に係る関税不賦課モラトリアムの恒久化、漁業補助金協定交渉、食料安保・農業改革といったマルチ（全加盟国）の論点に加えて、電子商取引交渉や環境持続可能性といったプルリ（有志国）の議論が重要であることにつき、認識が概ね一致。
- ・途上国をWTO交渉に主体的に参加させるための支援（キャパシティ・ビルディング等）の重要性を各国とも強調。



議題2. 経済安全保障強化

～グローバルサプライチェーン上の脆弱性に対応するためのG7内外での協力～

- ・サプライチェーン強靱化に向けて、「信頼」(注)を中心とする原則に合意。途上国を含めた連携が必要である旨一致。

注：「信頼」として、①国際的規範や義務を守ること、②経済的依存を武器化しないこと、③自由、公正で互恵的な経済及び貿易関係へのコミット、④これらの努力を損なう措置を講じないこと

- ・経済的威圧の抑止のため、サプライチェーンの多様化、新たなツールの開発等を含め、協力、協調を推進すべきとの認識で一致。威圧措置への対抗、被害緩和に関する措置について、共同で対応を検討することに合意。

また、非市場的措置・慣行への対応、重要・新興技術の輸出管理、企業活動における人権尊重の確保に向けたG7内外での国際協調の強化等について合意。

(参考) G7貿易大臣声明概要

- 自由で公正な貿易体制の維持・強化 及び 経済安全保障の確保に向けたG7内外での協力について以下の項目に焦点を当てつつ議論。10月の貿易大臣会合に向けて作業を加速。
 - ✓ 紛争解決機能など、WTOの3機能について必要な改革を行う。途上国と連携し、MC13の成功を目指す。
 - ✓ 非市場的政策・慣行への対応の必要性と懸念を確認。既存ツールの活用、新たなツールや国際ルール・規範の開発を通じ、公平な競争条件を確保。有害な産業補助金、国有企業による市場歪曲的行動、あらゆる形態の強制技術移転について、具体的な協力を深化。
 - ✓ 透明性、多様化、安全性、持続可能性に加え、信頼性は、G7内外の信頼できるパートナー国との強靱なサプライチェーンの構築・強化に不可欠な原則。国際規範及び義務を守り、経済的相互依存を武器化しないこと、自由、公正で互恵的な経済貿易関係へのコミット、これらの取組を損なう措置を自制すること等を含む。新興国・途上国へのアウトリーチの重要性を認識。重要鉱物等、個別物資に係る協力も議論。
 - ✓ 他の政府の正当な選択に介入する、経済的威圧への深刻な懸念を表明。経済的威圧を通じて現状を変更しようとする一方的試みに強く反対。既存ツールを活用し、抑止・対抗の観点から必要な新しいツールを開発。G7内外で協調を強化する重要性を認識し、対抗及び被害緩和のため、しかるべく対応を共同で検討。
 - ✓ 技術の急速な発展に足並みを揃える形で効果的かつ責任ある輸出管理の強化に、他国と取り組む。また、マイクロエレクトロニクスやサイバー監視システム等の重要・新興技術の輸出管理に関する協力の重要性を確認。
 - ✓ 企業活動における人権尊重及び強靱性、予見可能性、確実性向上に向けて、G7内外で人権尊重の確保に向けた国際協調、共同努力を強化する。専門家のネットワークを通じ、規制や政策に係る情報交換を加速。
 - ✓ WTOにおける環境物品・技術等の貿易促進、電子商取引交渉の進展の重要性も確認。

(1) 有志国と連携した国際協調行動 ～G7サミット～

- G7サミットにおいて経済安全保障と貿易分野における議論内容は以下のとおり

「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」

- (1) 「**強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則**」
- (2) **非市場的政策・慣行**により他国の自国への依存を強めようとする動きを懸念し、既存手段の効果的な活用、適当な場合には新たなツールを開発する必要性、より強力な国際ルール・規範を発展させていくことを確認。
- (3) 「**経済的威圧に対する調整プラットフォーム**」を立ち上げ、早期警戒・情報共有を行い、定期的に協議し、協力して状況評価し、協調的対応を追求し、経済的威圧を抑止し、適当な場合には対抗や被害国への支援の協調に取り組む。
- (4) 懸念主体への先端技術分野での輸出や投資に伴う安全保障上のリスクに対処するための政策手段（輸出管理や対内投資規制等）について情報・経験を共有。

※加えて米国より強い意向が示されていた**対外投資規制**については、対外投資によるリスクに対処するために設計された適切な措置は、既存の管理手段（輸出管理等）を補完する重要性を認識。経済安全保障上の「ツールキット」の整備に向け、民間に対する明確性を確保しながら取り組む。



■ 貿易

WTO関連の論点について首脳声明でも言及し、10月の貿易大臣会合に向けて、具体的な議論を継続。

- (1) 2024年までの紛争解決機能回復を目指した議論の実施を含め、**WTO改革の重要性**を強調。JSI電商交渉を加速し、2023年末までに野心的な成果を目指す。
- (2) **第13回WTO閣僚会議**に向けて漁業補助金協定の迅速な発効や包括的交渉の妥結、電商モラトリアムの恒久化に向けた協力を呼びかけ。
- (3) **効果的かつ責任ある輸出管理を強化**するにあたり、各国との協力を継続。また、**サイバー監視システム等の重要技術のより効果的かつ機動的な輸出管理**に関する協力の重要性を確認。

(1) 有志国と連携した国際協調行動 ～IPEF閣僚会合の結果概要～

- 2023年5月27日、米国・デトロイトにおいてIPEF閣僚会合を開催。日本からは西村経産大臣及び山田外務副大臣が出席。
- 2022年5月の枠組み立上げ、9月の閣僚会合での交渉開始合意を経て、短期間に集中的に交渉を実施し、初めての具体的な成果を発表。
 - ①「IPEFサプライチェーン協定」の実質妥結を発表。※別紙参照
 - ②「水素イニシアティブ」の立ち上げを発表。未来志向の協力の先行例とすべく、具体のプロジェクト組成を目指す。
 - ③共同プレスステートメントを発出。4つの交渉分野の進捗状況を確認し、早期の合意に向け交渉を加速させることに合意。

※IPEF参加国：米、日、豪、NZ、韓国、ASEAN 7 各国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ）、インド、フィジー

<共同プレスステートメントの概要>

柱1 貿易分野

- 貿易分野の交渉が前進。
- 特に、技術支援及び経済協力章について、相当な進捗 (substantial progress)を確認。

柱3 クリーン経済分野

- クリーン経済分野全体について、良好な進捗 (good progress)を歓迎。
- 日本とシンガポールが主導し、「IPEF域内水素イニシアティブ」の立ち上げを発表。

柱2 サプライチェーン分野

- 「IPEFサプライチェーン協定」の実質妥結 (substantial conclusion)を発表。

柱4 公正な経済分野

- 公正な経済分野については、良好な進捗 (good progress)を歓迎。

「IPEFサプライチェーン協定」の概要

※IPEFの4つの柱の内、柱2（サプライチェーン）にあたる

- 米国が主導し、昨年5月のバイデン大統領の訪日時に立ち上げられた**IPEFの初めての具体的な成果**。
- 成長が著しいインド太平洋地域において、**有志国との平時・緊急時のサプライチェーンを強靱化し、我が国産業の国際競争力を向上**。
- 広範な物資のサプライチェーン途絶時における具体的な連携手続きを規定する初めてのプুলリ協定**。

＜サプライチェーン途絶リスクへの対応強化＞

重要セクター・物資の特定とモニタリング

- 途絶時の影響が大きな重要セクター・物資を各国が特定し、その動向をモニタリング
- 各国の知見を基に、重大なサプライチェーンリスクの共通理解を構築

分野別アクションプラン

- 「IPEFサプライチェーン協議会」の下で、共通の重要セクター・物資について、アクションプランを作成。
 - ✓ 調達先の多元化
 - ✓ ビジネスマッチング推進
 - ✓ ロジスティクスの連結性向上
 - ✓ 共同研究開発 等

途絶が発生した際の「対応」

- 途絶に直面した国が「IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク」を通じて支援を要請。本ネットワークを通じて情報共有を行う。
- 要請を受けた他の参加国は具体的な協力を検討。

＜その他のサプライチェーン協力の強化＞

サプライチェーン強靱化のための協力

- 投資促進
- ロジスティクス・インフラの強化
- 不必要な制限や貿易障壁を含む市場歪曲の最小化
- 労働者のスキルアップ及びリスキリング 等

サプライチェーンに関連する労働分野の協力

- 参加国の政労使から成る諮問委員会、及び、政府代表から成る小委員会を設立。
- IPEF参加国のサプライチェーンにおける労働権の推進を通じた、IPEF各国間の貿易・投資促進や労働権を尊重する企業への投資機会の促進 等

(参考) サプライチェーン強靱化と有志国連携強化の動き

＜G7広島サミット成果文書＞

開発途上国との連携を含むG 7以外の世界中のパートナーとの対話に
関与し、協力的なアプローチをとっていく。(中略)。我々の取
組には、我々及び世界中のパートナーのサプライチェーンが、より
強靱で持続可能で信頼性のあるものにするための行動をとる。

＜強靱なサプライチェーンの構築＞

我々は、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性が、G 7内
外の信頼できるパートナー国との間での強靱なサプライチェーン
ネットワークを構築及び強化するに当たり不可欠な原則であるこ
とを認識する。

＜新資本主義実現会議提言＞

⑤グローバル・サウスへの関与の強化等
いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる国々には、エネルギー・鉱
物資源や、重要な産業サプライチェーンの一端を担う国々もある。
グローバル・サウスでのビジネスを進める企業への政策支援を強化
すべきである。また、G 7、IPEF、CPTPP、EPA等の国際枠組みを積
極的に活用するべきである。

(2) 自由で公正な貿易秩序の変化と経済安全保障の両立（各国の事例）

- EU等の主要国は、産業政策をテコとした、WTOを補完する独自措置を整備。また、各国は有志国との間で、信頼できるサプライチェーン構築のため、合意作りに取り組み始めている。
- 日本はこれらの取組を踏まえ、**ルールベースの国際貿易秩序の再構築、有志国との信頼できるサプライチェーンの構築、グローバルサウスとの連携強化**の取組、を同時に進めていくべきではないか。

ルールベースの国際貿易秩序の再構築

■ WTO改革

- ・ 透明性、ルール形成（特にプーリ）、紛争解決

■ WTOの補完

- ・ 経済的威圧対抗措置（EU）
- ・ MPIA（日、EU、中、豪、加等）
- ・ 空上訴対抗措置（EU、ブラジル）
- ・ 第三国補助金等規則（EU）
- ・ 経済連携協定による新たなルール整備（日、EU等）

信頼できるサプライチェーンの構築

■ 重要鉱物に関する有志国・日米間での連携

■ 経済的威圧対抗措置の連携検討（G7）

■ 経済連携協定の強化（TPP英国、バングラ・イスラエル等）

■ インド太平洋経済枠組み（IPEF）

■ サプライチェーン強靱化イニシアティブ（SCRI）

■ インド協力（日・米・豪）

■ ASEAN協力（日、韓、米、豪、NZ、中等）

■ アフリカ協力（日（TICAD）、米、EU、中等）

グローバルサウスとの関係強化

(参考) EPA/FTAの深化と拡大

- 日本は、RCEP、CPTPP、日EUEPA、日米貿易協定、日英EPA等の発効を通じ、自由で公正な貿易・投資ルールの構築を主導。こうしたハイレベルのルールをアジア太平洋地域の域内で効果的に実行を確保し、域外にも拡大。
- また、米国と連携しつつ、アジアの実態に合った協力とルール作りを進め、アジアとの経済関係を構築していく。

日EUEPA

・2019年2月発効

日英EPA

・2021年1月発効

RCEP協定

・2022年1月発効

CPTPP

・2018年12月発効

(豪州・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・NZ・ペルー・シンガポール・ベトナム)

日米貿易協定

・2020年1月発効

CPTPPの動向

- ◆ 英国：加入交渉が実質的に妥結
- ◆ 中国・台湾・エクアドル・コスタリカ・ウルグアイ：加入要請を提出。
CPTPPの高い基準を満たせるか見極めが必要

インド太平洋経済枠組み (IPEF)

- ・ バイデン大統領が立上げを発表 (2022年5月)
- ・ 2023年5月「IPEFサプライチェーン協定」について実質的妥結。
- ・ 残る貿易分野、クリーン経済分野、公平な経済分野についても、引き続き交渉中。

※IPEF参加国：米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インド、フィジー、ASEAN 7 各国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) の計14か国

ハイレベルな貿易投資ルールの例

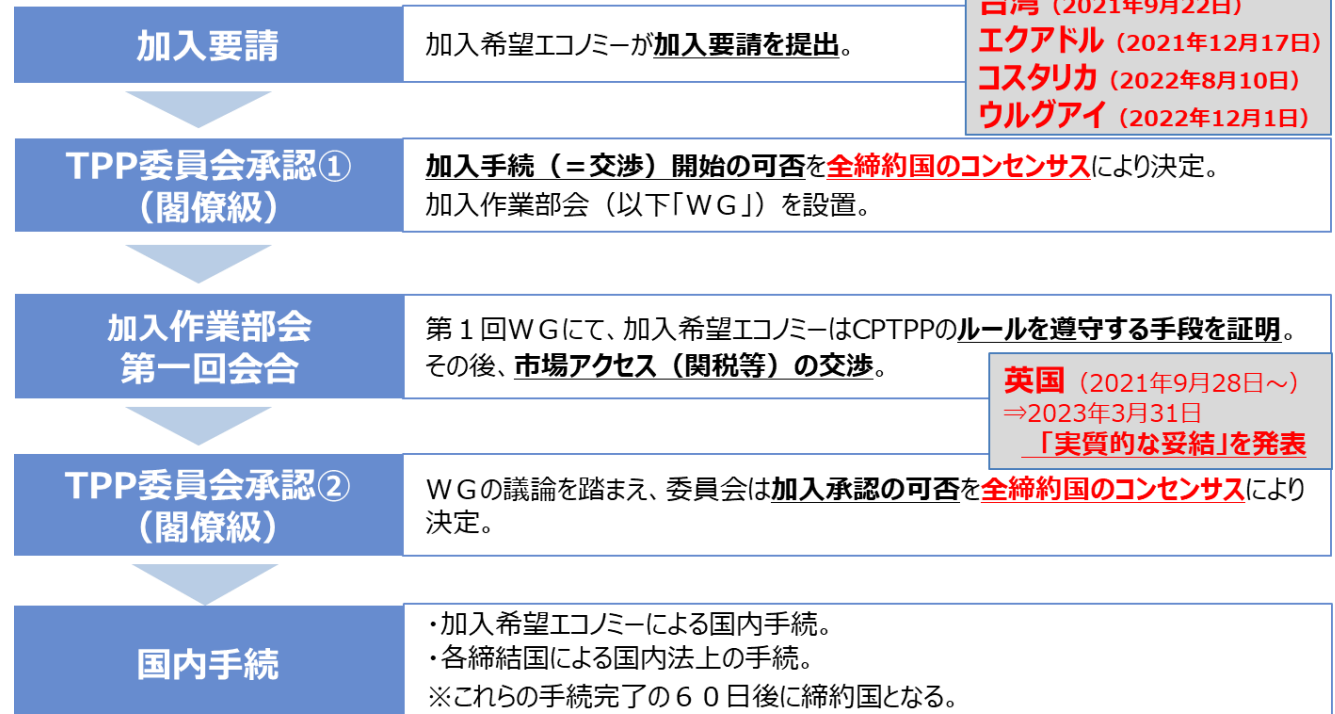
- ◆ 投資：強制技術移転の禁止
- ◆ 電子商取引：
 - データフリーフロー※
 - データローカリゼーション要求の禁止※
 - ソースコード開示要求の禁止
- ◆ 国有企業
- ◆ 知的財産：模倣・偽造品等知的財産権侵害に対する規律

(参考) CPTPP協定への英国加入交渉の実質妥結と今後の対応について

- 2021年2月に英国が加入申請、6月に加入作業部会を立上げ（議長：日本）、英国がCPTPPのルールを遵守できるかの確認を開始。2022年3月に市場アクセス交渉を開始。
 - 2023年3月31日、英国がCPTPPのルールを遵守でき、かつ、商業的に意義のある市場アクセスのオファーを提出したことを確認。また、英国もCPTPP締約国側からアクセスを得ることを確認。交渉は、実質的に妥結。
 - 現在、できるだけ早期の署名を目指し、英国の加入の条件等を規定する加入議定書の作成等を進めているところ。
- 英国戦線の妥結に向けた動きを受け、その他の加入要請エコノミー（中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ）に係る議論が今後一層重要になると想定される。

＜英国加入交渉における我が国の対応＞ ＜CPTPP加入手続の概要＞

- ◆ 物品の市場アクセスについては、現行のCPTPPを超えない範囲で妥結し、我が国がCPTPPの約束水準を超えて譲歩したものは一切ない。
- ◆ 日本から英国への輸出に関しては、日英EPAでは得ていなかったものとして、新たに精米等の関税撤廃を獲得。



(参考) CPTPP議長国の推移

2021年：日本→2022年：シンガポール→2023年：NZ→2024年：カナダ→2025年：豪州→2026年：ベトナム→2027年：ペルー→2028年：マレーシア→29

(3) 自由貿易体制の堅持と補完的対応 ～WTOを補完する制度作りの動き～

- ルールベースの国際貿易秩序、WTO中心性を重視してきたEUは近年、WTO改革への取組と同時に、**WTOシステムの限界を見据え、それを補完する取組み**を開始。
- **独自の制度構築は**、ルールベースの国際貿易秩序にとっては、米やEUのような大規模市場を持つ国・地域においてこそ有効であり、その他の国にとっては**諸刃の剣となる懸念**。
- その中で、委員不在で機能停止に追い込まれている上級委員会への上訴による紛争案件の塩漬（空上訴）に対する**対抗措置の発動は、国際的な「法の支配」の貫徹に資する側面あり**。
- 経済力を背景とした威圧行為への対応については、広く国内外の動向を踏まえた議論が必要。

<EUが近年整備した域内制度の例>

- **空上訴対抗制度：2021年2月13日施行**
上級委員会へ「空上訴」を行った国に対し、対抗措置を発動できる制度。
※別途、WTO協定に基づき、上級委に代わる暫定的な仲裁制度（MPIA）の創設を主導。
- **外国補助金規則：2023年1月12日施行**
域外国の補助金を受けた企業によるEUの政府調達や企業統合等がEU域内市場への歪曲性が高いとみなされた場合、欧州委員会は是正措置等を課したり調達契約を禁止することができる。
- **反威圧措置規則案：2021年12月8日に欧州委提案公表、2023年3月暫定合意**
EU又は加盟国に対する非EU諸国による威圧に対して、貿易・投資等の政策措置を迅速に制定することで、威圧の抑止やその影響打消しを図る。

(3) 自由貿易体制の堅持と補完的対応 ～「経済的威圧」への対応に係る国際的な動き～

- 近年、外国政府に圧力をかけるため、経済的な措置を活用する例が増加。
- こうした威圧行為に対し、抗議やWTO紛争解決手続きに加え、一部の国は対抗措置を検討。
- 国際協調の観点から**G7**は、首脳声明、貿易大臣声明等で**懸念表明**。
➡ 経済的威圧に対して国益を損なわないよう、G7内外の協力の具体化に向け、如何なる**戦略**のもと、ヒト・モノ・カネ・サービスの多岐にわたる包括的な対応を備えることが可能か、政府全体での検討する体制・枠組みの構築が必要。

【国際協調の例】

経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明（2023年5月20日）

「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、早期警戒・情報共有を行い、定期的に協議し、協力して状況評価し、協調的対応を追求し、経済的威圧を抑止し、適当な場合には対抗や被害国への支援の協調に取り組む。

G7貿易大臣声明（2023年4月4日）

他の政府による正当な選択に干渉する経済的威圧に対する深刻な懸念を表明。経済的威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに対しても強く反対。経済的威圧措置の使用を抑止し、それに対抗するため、それぞれの既存のツールを活用し、必要に応じて新たなツールを開発。G7内外で協力を推進し、協調を強化。経済的威圧措置に対抗し、その損害を緩和するための対応を、しかるべく共同で検討。

【各国における対応の例】

米国：2022年7月にヤング上院議員（共和）・クーンズ上院議員（民主）が経済的威圧対抗法案を提出（2023年2月に再提出）

- 経済的威圧を受けた同盟国・パートナー国への経済支援、威圧を実施した国等への対抗措置を規定。

EU：2021年12月に欧州委員会が反威圧措置規則案を提案し、2023年3月暫定合意

- EUや加盟国に対する威圧に対して、貿易・投資等に関する措置を発動可能に。

豪州：2020年に中国が石炭、大麦、ワイン等の製品に対し、輸入制限や追加関税を実施。
このうち、大麦とワインに対する追加関税について、2021年に対中WTO提訴。

- 2023年4月、大麦について中国が関税の見直し調査をする間、WTO手続きを停止する旨、両国が合意。

(4) 有志国との連携強化への対応 「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」について

- 新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略によって、重要物資のサプライチェーンが突如として途絶する事態に直面。サプライチェーンの強靱化は一国で実現できるものではないことを、世界が改めて実感。
 - 自由な貿易・投資は、今日の経済的繁栄の基礎。他方で、経済的な相互依存を、外交・安全保障上の武器として利用する動きも見られる。これに断固として対抗する必要があるが、過度な保護主義に陥り、同志国間の自由な貿易・投資が損なわれることも避ける必要。
 - こうした国際情勢を踏まえて、多極化する世界の中で、開発途上国を含む有志国との「信頼」に基づいた連結が必要。
- ⇒ 4月の第1回G7貿易大臣会合の議論を踏まえ、5月の広島サミットにおいて、G7内外の信頼できるパートナー国との間でサプライチェーン強靱化を進める上で不可欠と考える諸原則を総称した「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を新たに発表し、「信頼性」を新たに位置付け。今後第2回G7貿易大臣会合に向けて、本原則の普及や実装に取り組む。

2022年7月「グローバルサプライチェーン協力に関する共同声明」概要

- 米国主催で「サプライチェーン閣僚会合」をオンライン開催。日本、欧州連合、英国、フランス、ドイツ、カナダ、イタリア、インド、インドネシア、韓国、シンガポール、豪州、オランダ、スペイン、ブラジル、コスタリカ、コンゴ民主共和国、メキシコの合計19の国と地域が参加。
- 会合後に発出した閣僚声明では、国際的なパートナーシップに基づいた、強靱な、長期にわたるサプライチェーンを共同で構築するため、①透明性、②多様性、③安全性、④持続可能性、の原則に従う旨表明。

地政学リスク等を踏まえ、サプライチェーンの「信頼性」の重要性顕在化

2023年4月G7貿易大臣会合閣僚声明 及び

2023年5月G7広島サミット「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」概要

※サプライチェーン強靱化に関する原則を総称したのは、G7として初めて。

- ①透明性、②多様性、③安全性、④持続可能性及び⑤信頼性が、G7内外の信頼できるパートナー国との間での強靱なサプライチェーンネットワークを構築及び強化する上で不可欠な原則であることを認識。
- 今回新たな原則として位置づけられた⑤「信頼性」とは、それに基づくパートナーシップが、国際法を遵守し、自由で公平であり、互恵的な経済・貿易関係を促進すること、及び、経済的依存を武器化された最近の事例に照らしそうした行為に反対すること。
- 全ての国に対し、「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を支持することを奨励。G7として、より広い国際社会、特に開発途上国の強靱性の構築を支援。

(5) グローバルサウスへの貢献 ～ASEAN～

- 本年は日ASEAN友好協力50周年。日ASEAN併せて8億人の市場において、イノベーションを共創し、共に成長することを目指し、日ASEAN共通の成長戦略を策定する。
- 協業事例の創出と、インフラ・ルール等の事業基盤の整備の両輪で、貿易分野に加え、デジタル、資源循環、グリーン経済の基盤を整備し、日系企業が活躍できる日ASEANが一体となった市場の構築を目指す。

デジタル技術を活用した 協業事例の創出

(サプライチェーン(SC)補助金、ADX実証、
マッチング(SU支援)、質高インフラ等)

製造業	工場の自動化／調達データの基盤整備 等
ヘルスケア	遠隔医療等デジタル利活用サービス
資源循環	自動車リサイクル／トレーサビリティ実証 等
グリーン	CO2排出量見える化SCユースケース構築／ スマート工業団地造成 等

信頼できるインフラ・ルール等の 事業基盤の整備

(官民対話、ERIAをハブとする研究会、
IPEF、AJCEP、RCEP等の経済連携協定等)

- **デジタル経済**の基盤整備
(データ流通ルール、デジタルインフラ(ORAN等)、
サイバーセキュリティ、貿易PFデジタル化 等)
- **資源循環経済**の基盤整備
(電子機器リサイクル制度、トレーサビリティ 等)
- **グリーン経済**の基盤整備
(CO2排出量ルール、広域グリッドの整備 等)

今年設立する、**ERIAの**
「デジタルイノベーション・サステナブルエコノミーセンター」と連携

人的資本を最大活用するエコシステムの構築

(ヤングビジネスリーダーズサミット、起業家100人ネットワーク構築、日ASEAN相互のインターン等)

「日ASEAN一体の成長戦略」として、「日ASEAN未来デザイン&アクションプラン」を
本年8月の日ASEAN経済大臣会合にて打ち出す予定

(5) グローバルサウスへの貢献 ～アフリカ～

- アフリカの社会課題解決に資する技術を持つ日本のスタートアップが、アフリカに貢献するためには、進出の環境整備が必要。特に[アフリカインパクト投資の担い手](#)であり、効果的な進出のために重要な協業の「触媒」となる[VCに対し、直接・間接に支援](#)を行う。
- まず、①[特にファイナンス面での課題を洗い出し](#)。その上で、②[PMF～PoCを支援](#)。さらに、③[現地エコシステム接続のため、国際機関とVCを結びつけることにより、企業間連携を促進](#)。

スタートアップ企業の段階的成長
(イメージ)

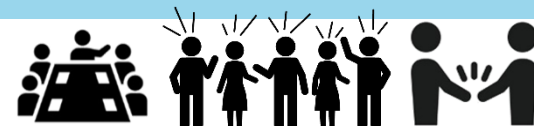
必要資金量
(イメージ)



事業構想・市場調査段階



マッチング、実証・
テストマーケティング段階



事業モデル化、スケールアップ

先行者の経験・ノウハウを共有

PoC(実証)の支援により
ビジネスを具体化

民間投資・パートナーを呼び込み
海外での事業を拡大

1. 海外展開SU調査 (資金調達中心に)

インド太平洋地域における社会課題解決型SUの進出について成功事例等を情報収集・分析。特に資金アクセス面の課題・VCの重要性を意識した成功要因を分析。

2. PMF～PoC支援("AfDX")

以下を満たす企業取組のPoC実施を支援
①デジタル等イノベーティブな技術を活用
②アフリカで社会課題解決を目指すSU

3. 国際機関・日系VCとの連携

UNDPと協業しアフリカ現地エコシステム接続のためのイベント等実施。日系VCを含む既存プレイヤーにも参画を促し、企業間連携を促進。

(参考) TICADを通じたアフリカへの支援取組

- 2013年のTICAD5以降、「援助から投資へ」が大きな流れ。市場戦略でいえば、アフリカは、若年層人口にも注目される市場規模、デジタル技術活用の進展・スタートアップの急成長など、更なるビジネス展開に向けて注目される市場。
- 2022年のTICAD8では経産省の取組として、社会課題解決に資する産業活性化に向けた支援、グリーン成長の推進を中心に、多様な取組を実施していくことを表明。

1. イノベーションを通じた社会課題解決・ビジネス拡大

- DX等を通じたアフリカの社会課題解決を目指す日本企業の進出支援
 - ◆「AfDX(アフリカDX)」事業 ◆「J-Partnership」事業
- スタートアップを含む日アフリカ協業支援 ◆「J-Bridge」事業 ◆「J-Partnership」事業(再掲)
- ベンチャーキャピタルを含めた様々なエコシステムとの連携強化

2. アフリカ産業化の促進～産業化人材育成・ビジネス環境整備～

- アフリカにおける地域統合の動向も見据え、産業化を促進するための重要なビジネス環境改善策を実施
 - ◆「未来の産業人材イニシアチブ(AfIF)」(アフリカの若者に研修機会を提供) ◆投資協定推進(アンゴラ、チュニジア等)
 - ◆二国間ビジネス環境改善委員会の活用 ◆WIPO拠出金を通じた知財人材育成支援

3. グリーン成長の推進 ～リアリスティック・アプローチ～

- グリーン成長を実現するため、エネルギー・トランジションの考え方を基本とした、クリーンエネルギー分野におけるアフリカの実情に寄り添った現実的なアプローチの追求
- 積極的な官民投資による気候変動緩和・適応ビジネスの着実な拡大
 - ◆二国間クレジット制度(JCM)パートナー国・プロジェクトの拡大 ◆調整電源を含む再エネ発電事業や水素を含むエネルギー・トランジションへの民間投資支援 ◆質高F/S等を通じた案件形成支援 ◆脱炭素社会に重要となる鉱物資源分野における協力
 - ◆適応ビジネスの優良事例拡充 ◆適応課題解決に向けた官民WS

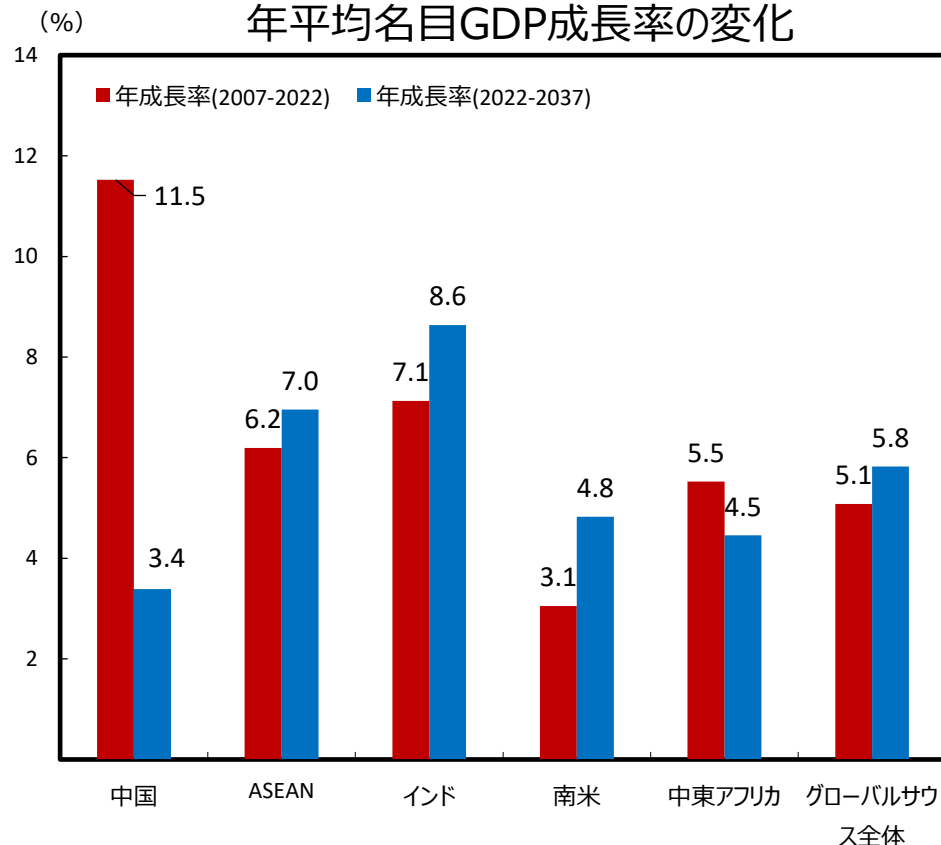
4. 民間投資を支援するファイナンス協力

- アフリカの社会課題解決、コロナ禍からの復興、またグリーン・デジタルを含む、持続可能な社会の実現に向けた資金ニーズに応えることを目的として、国際機関やアフリカのマルチ金融機関との連携を強化・深化
 - ◆NEXIによるアフリカ貿易保険機構(ATI)への出資基本合意
 - ◆LEADイニシアティブ(※)のもと、アフリカ輸出入銀行と連携
 - ◆アフリカ・ワクチン入手トラスト(AVAT)を通じてワクチン調達も支援

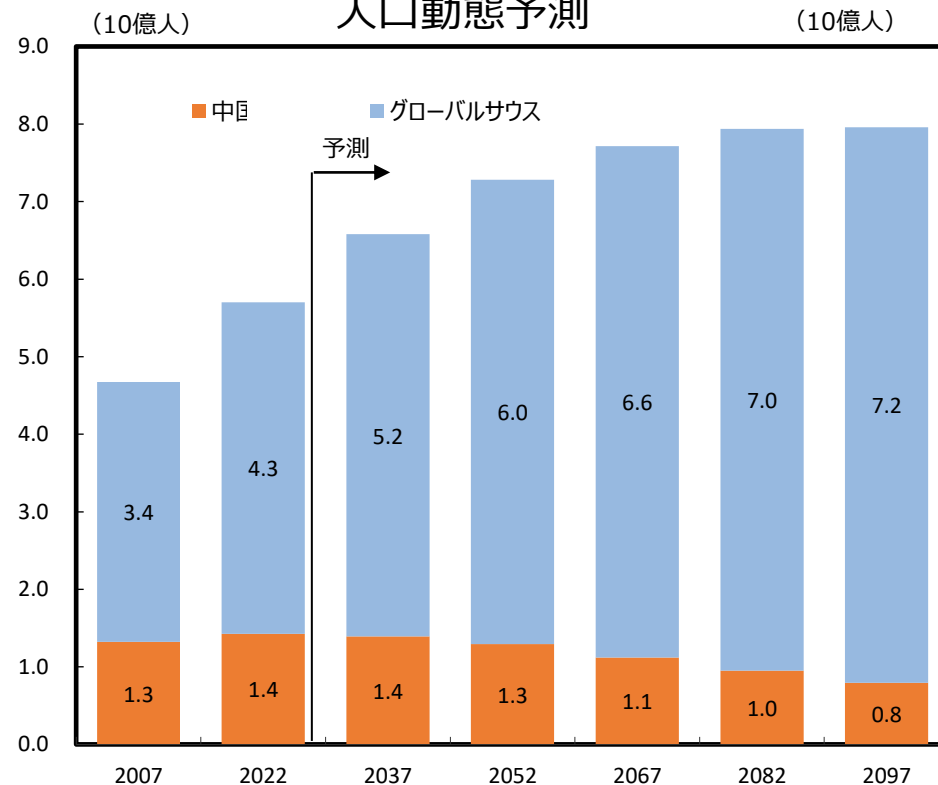
(参考) 中国・グローバルサウスの経済成長・人口動態の見通し

- 2022～37年まで、**ASEANは年率平均7%、インドは9%弱の成長が続く見通し**。一方、**中国の成長率は3.4%に低下**。2035-40年頃には2%程度にまで低下可能性との指摘もある。
- 中国の人口は、2022年に減少に転じたとされている一方、中東、アフリカ、中南米地域の人口増加は継続。**グローバルサウス全体では2100年まで人口増加が見込まれる**。

中国・グローバルサウスの
年平均名目GDP成長率の変化



中国・グローバルサウスの
人口動態予測



参考：実績はIMF WEO Database、先行きはCEBR“World Economic League Table 2023”及びADB“The Long-Term Growth Prospects of the People’s Republic of China”を元に経産省が作成

備考：グローバルサウスはここではASEAN10、インド、中南米、中東、アフリカ地域を指す。

(5) グローバルサウスへの貢献

～スタートアップや海外展開企業を通じた社会課題解決～

- グローバルサウス市場は、経済成長に伴い様々な社会課題に直面している。日本企業の活動を通じた社会課題解決を行うことで、マーケット参入と同時に日本の貢献を示す
- 機動力のあるスタートアップや進出企業の事業参入・拡大の支援を積極的に行っていく

政策ツール例

1	新規市場探索支援	✓ グローバルサウス市場での事業展開に向け、その課題解決に資する事業を行うスタートアップに対する現地企業との協業支援を行う。 ✓ 大企業に対して、市場獲得の期待値が高い分野における事業展開に向けた実証支援や人材育成支援を行う。
2	インパクト投資 拡大支援	✓ 効果的な市場進出のため、重要な協業の「触媒」となる海外で活躍するVCを、直接・間接に支援
3	海外展開企業の 現地での事業参入 ・拡大支援	✓ 社会課題として挙げられるヘルスケアや農業などの分野で機器とサービスをセットで普及するための支援を行う ✓ 実証実験の支援や、グローバルサウスのポテンシャル市場も含む世界で活躍するための事業参入・拡大支援を行う

グローバルサウスの社会課題解決を
通じた市場の獲得へ

＜当日投影のみ＞

＜当日投影のみ＞

(参考) 日本発グローバル・スタートアップへの支援

- この半年間で、大臣の出張と合わせてタイ、サウジアラビア、アメリカ、UAEのスタートアップミッションを実施。
- 世界に誇れる日本のスタートアップがグローバルに飛び出し、更に輝いていくため、①大臣ミッション、②海外展開の支援策、③ネットワークの構築の政策パッケージを推進。

①大臣ミッション（現地財閥／政府系ファンド等との連携）、海外首脳訪日イベントへの招待

②スタートアップ海外展開の主な支援策

事業構想・市場調査

- JETROによる基礎情報提供（現地の法律等）

マッチング、実証・テストマーケティング

- ADX(対象をグローバルサウスに拡大)、NEDO ディープテック・スタートアップ支援事業等の**実証支援**
- 現地エコシステムとも連携した**他企業とのマッチング支援**(JETRO海外拠点による支援、ファストトラック等)、NEXI融資保険をデコにした**海外有望スタートアップとの協業促進**

市場開拓・本格展開

- スタートアップの海外展開における**リスク軽減、民間資金の呼び込み**(NEXI)
- **海外ファンドとの連携促進**(JIC・中小機構出資、国内イベント招致)
- VC連携型**ADXブーストアップ支援**
- シリコンバレー・ボストンに**ビジネス拠点を設置**

③日系有望スタートアップのネットワークの構築



連携

ヤングビジネスリーダーズサミット(日ASEAN友好協力50周年イベント)の開催、
海外における起業家等育成プログラム

(6) 民需主導の持続的成長に向けた海外経済の活力の取込み

- 民需主導の持続的な経済成長を実現するため、海外の市場やカネ・ヒトを獲得し、我が国経済の活性化につなげることを目指す。

① 海外市場の更なる開拓

- 中小企業等の海外展開へのチャレンジ
- インフラの海外展開を通じた重要地域との連結性向上

② 貿易コスト低減・業務継続性向上

- 貿易手続きのデジタル化

③ 輸出・海外投資の後押し

- ジェットロ等による伴走支援
- 貿易保険の新商品・サービスの提供



④ 多様性の拡大によるイノベーションの活性化

- 高度外国人材の受入れ拡大

⑤ 海外資本を活用した経営の高度化

- 対日直接投資の拡大を通じたカネ・ヒト・ワザの取込み

⑥ 経済のデジタル化等への対応

- 新たな国際課税制度導入に伴う事務負担の軽減

① 海外市場の更なる開拓 ～中小企業等の海外展開へのチャレンジ～

- 2022年12月から、初めて輸出に取り組もうとする中小企業等を支援するため、「**新規輸出 1 万者 支援プログラム**」を開始。
- 専用のポータルサイトを設けて登録企業の**個別カウンセリングを実施**。JETROと中小機構が連携して、**事業計画の策定や商品の開発から販路開拓までを一気通貫で支援**（5/12までに4,515者が登録）。

商工会

商工会議所

中小企業団体中央会

金融機関

など

周知・紹介

新規輸出に挑戦する事業者

登録

JETRO「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイト・相談窓口

個別カウンセリングで支援策を提案

輸出相談

- ・ 輸出の可能性について、専門家による個別相談
- ・ 輸出に向けた経営計画の立案から具体的な準備までを伴走支援

ものづくり補助金 持続化補助金

- ・ 輸出向け商品に必要な設備導入の補助
- ・ PR動画やSNS発信の補助
- ・ 越境ECサイトに掲載するウェブページ作成の補助

JETROによる支援

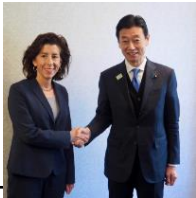
- ・ 海外ECサイトを活用した販路開拓支援
- ・ 輸出商社とのマッチング
- ・ 新輸出大国コンソーシアム支援機関※と連携した支援

※政府関係機関(NEXI等)、自治体、商工会・商工会議所等全国1,100以上の支援機関が参画

①海外市場の更なる開拓

～インフラの海外展開を通じた重要地域との連結性向上～

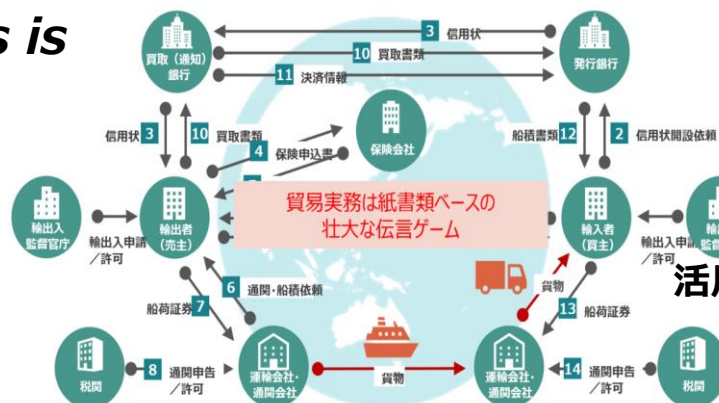
- 質の高いインフラの整備を通じて、対象国等の経済的・社会的な基盤の強化に資する。
- FOIP実現に向け、**ASEAN**や**太平洋島嶼国**、そして復旧復興が急務の**ウクライナ**及び**周辺国**を重点支援。

課題	対応する施策出口
ASEAN ✓ 現地・他国との競争激化 ✓ GX・DX等の新たな分野に伴うリスク（資金・ルール等） ✓ コロナ禍を経て現地政府等との繋がりが希薄化	◆ <u>アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想実現に向けたパートナー国との政策協調及び資金・技術・人材面等での支援</u> ◆ <u>日ASEAN友好協力50周年を見据えた共創ビジョン作成等</u>を通じた川上からのインフラ案件提案 例：QRコード決済等の金融インフラ海外展開等 ◆ <u>現地財閥等との協業支援</u> 例：星の財閥等と本邦インフラ企業とのネットワーキング（本年3月） ◆ 個別案件に関する<u>ロビイング・プロモーション補助</u> 
太平洋島嶼国 ✓ 自然災害等、島嶼国特有の社会課題が存在 ✓ 市場規模が小さく、現地事情に精通した本邦企業も少ない	◆ DX等を活用した<u>社会課題解決ビジネス実証支援</u> ◆ スタートアップ等と<u>相手国政府のネットワーキングイベント</u> ◆ <u>上記実施に際して米国等同志国とも連携</u> ⇒2023年5月の日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）において、日米連携による協力を閣僚間にて確認 
ウクライナ ✓ 復旧フェーズに向けた事前調査等が必要 ✓ 現地や周辺国に根を張る現地パートナー企業等とのネットワークが不足	◆ <u>2022年度補正予算でFS調査事業を立ち上げ</u> 例：①鉄道物流機能強化、②熱電併給近代化、③橋梁復旧 ◆ <u>周辺国機関との連携強化を通じた案件支援</u> 例：NEXIとポーランドKUKEとのMOU署名（2023年5月） （略）インフラ復興（略）、産業復興など、官民が連携して、そして、日本の金融力も活かして、ウクライナ復興に貢献していきたいと思います。  @ウクライナ経済復興推進準備会議 （2023年5月15日）

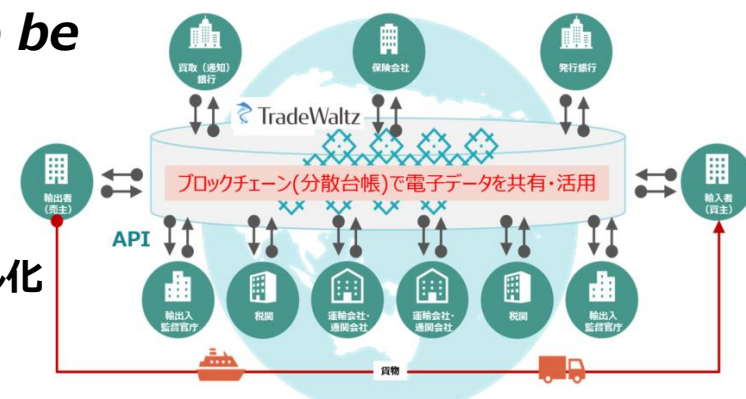
②貿易コスト低減・業務継続性向上

- 紙書類・手作業中心の貿易手続をデジタル化、データを蓄積。
- 高効率かつレジリエンとなサプライチェーンの構築しを目指す。

As is



To be



貿易プラットフォームを
活用した貿易手続デジタル化

有事における
サプライチェーン
耐性

低耐性

- ・ 代替取引先を人海戦術でリサーチする必要
- ・ パンデミック時も出社・出張が必要、業務停止のおそれ
- ・ 特定の金融インフラへのサイバー攻撃で取引停止のおそれ等

高耐性

- ・ 代替商材や物流ルート等のリサーチが容易
- ・ パンデミック時であってもオンラインでの業務継続が可能
- ・ 仮想通貨を含め、決済手段複線化により取引継続が可能 等

金銭・時間的
コスト

コスト大

- ・ 書類到着の遅れ・紛失等に伴う対応
- ・ 転記作業による作業やミスへの対応 等

コスト小

- ・ デジタル化による煩雑・大量な書類の作成や管理にかかるコスト削減
(民間実証事業の結果：約5割のコスト削減)

施策のイメージ

①貿易プラットフォームの国内外の接続先拡大

- 貿易PF⇄ユーザー間、貿易PF間の相互接続に必要なシステム構築経費の一部補助

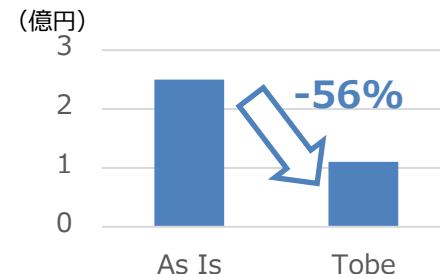
②国際標準に準拠した貿易分野データ連携の推進

- 国際標準機関(UN/CEFACT等)に対し、日本企業からのデータ項目追加要望等の反映を働きかけ
- 国際標準の導入を促すガイドラインの策定・普及推進

③ASEAN諸国と日本との間での貿易分野データ連携の推進

- ASEAN各国における貿易手続デジタル化の推進に向けたロードマップ・アクションプランの制定を支援

【参考：貿易PF導入による金銭コスト削減効果試算】



出典：(株)トレードワルツ「日本発貿易プラットフォームの未来-トレードワルツを題材に-」(2023)
NTTデータ「グローバルサプライチェーンにおける貿易手続きの効率化」JNEDO委託報告書(2019)

③輸出・海外投資の後押し ～貿易保険の新品・サービスの提供～

NEXI（日本貿易保険）が2つの新たな取組を開始。

- **SEED（Support to Expand Emerging Deals）スキーム**の創設【5月12日～】

海外企業への融資に対し、日本企業との取引の創出・拡大に取り組むことを条件として、保険を提供。外国企業と日本企業との協業を促す。

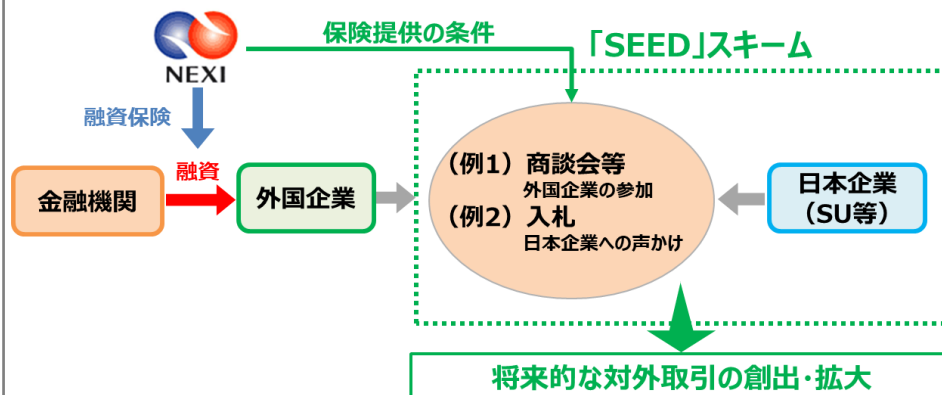
- **野心的な海外展開等への資金調達を後押しする保険制度**の創設【7月1日～（予定）】

日本企業が国内金融機関から海外事業（サプライチェーン強靱化、脱炭素、スタートアップの海外展開等に資する事業が対象）に必要な資金の融資を受ける場合に、融資リスクをカバー。

【輸出促進】SEEDスキーム

- 資金調達を求める外国企業に対し、日本企業との取引の創出・拡大に取り組む（例：商談会への参加、入札での日本企業への声かけ等）ことを条件として、保険を提供。
- 貿易保険の機能を活用し、外国企業と日本企業との協業促進につなげる。

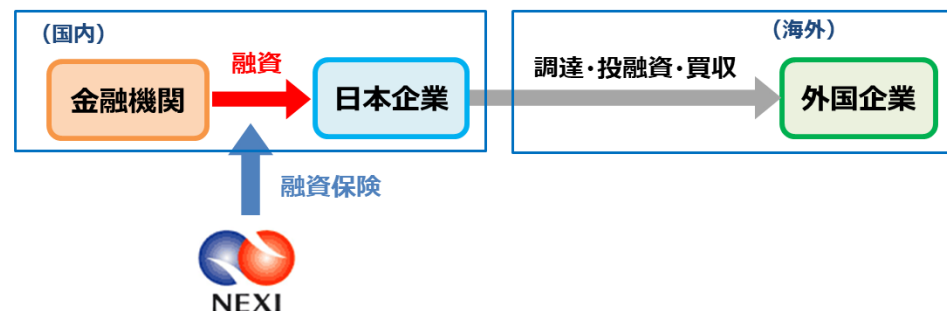
<スキーム図>



【投資促進】海外展開の資金調達を後押しする保険制度

- 外国企業への融資に保険提供を行うことが原則となっているところ、海外事業に必要な場合、日本企業への融資に対する保険提供を可能とする制度改正を行う。
- 円滑な資金調達を後押しし、民業補完の役割を担う。

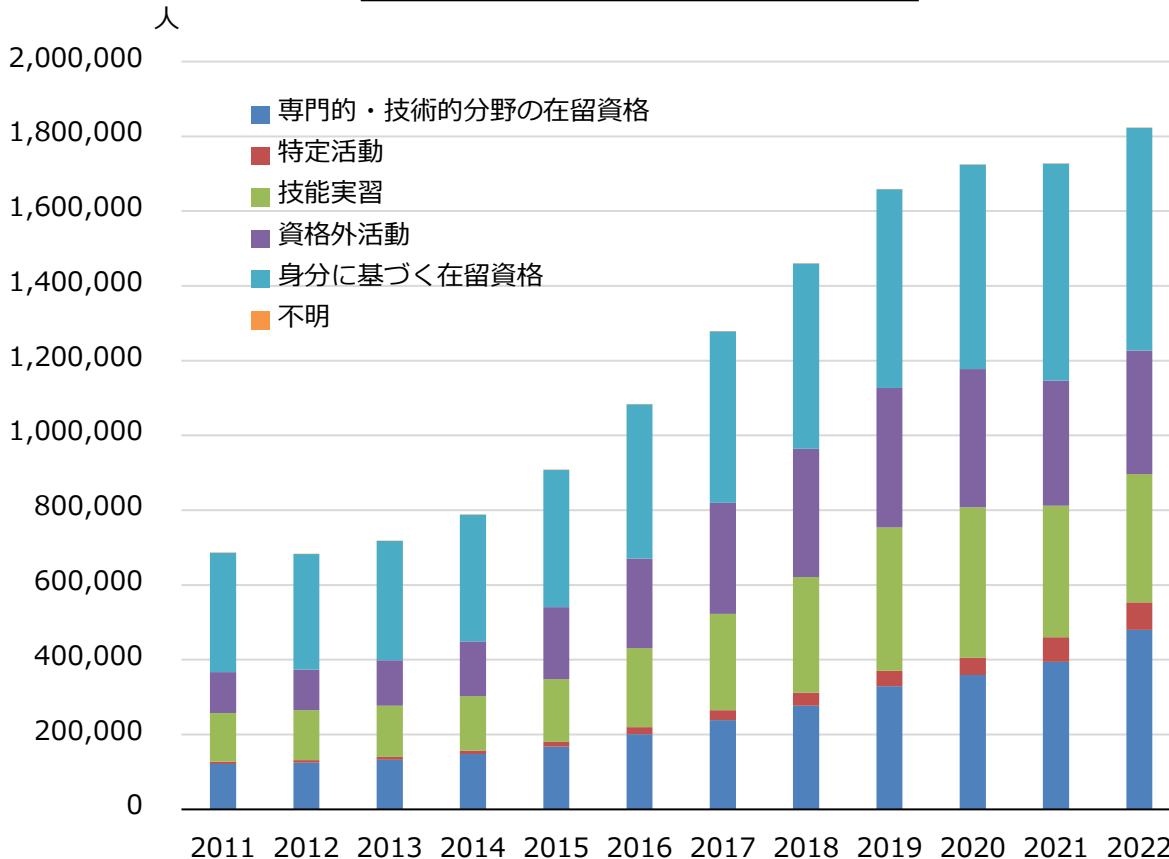
<スキーム図>



④多様性の拡大によるイノベーションの活性化 ～高度外国人材の受入れ状況～

- 我が国は、2012年5月に、高度外国人材の「ポイント制」※を導入。
※学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、合計が基準を超えた場合に高度専門職の在留資格を与え、出入国在留管理上の優遇措置を与える制度
- その後、高度外国人材を含む外国人労働者の受入れは増加傾向にあるが、諸外国と比較すると、少数にとどまる。

日本の在留資格別外国人労働者数



※「専門的・技術的分野の在留資格」：教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興業、技能

(出典) 厚生労働省「在留外国人統計」より経産省作成

外国人労働力人口（ストック）

(千人)

	2005年	2010年	2015年	2022年
日本	723	650	908	1,822
フランス	1,392	1,540	—	—
英国	1,504	2,393	3,160	—
韓国	129	507	560	—
シンガポール	713	1,089	1,378	—

労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合

	2005年	2010年	2015年	2022年
日本	1.1%	1.0%	1.4%	2.6%
フランス	5.2%	5.8%	—	—
英国	5.0%	7.6%	9.6%	—
韓国	0.5%	2.0%	2.1%	—
シンガポール	27.5%	34.7%	38.2%	—

(出典) 総務省「労働力調査」、(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働力比較」より経産省作成

(参考) 現行の高度人材ポイント制の概要

現行高度人材ポイント制の概要

1 在留資格

項目ごとのポイントを合計し、

70点以上

(学歴・職歴・年収・年齢等の項目)

在留資格「高度専門職」1号 $\xrightarrow{3\text{年}}$ 2号 (※号の区分で優遇措置に差)

3つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差

(1) 高度学術研究活動
(大学教授や研究者等)

(2) 高度専門・技術活動
(企業で働く技術者等)

(3) 高度経営・管理活動
(企業の経営者等)

2 優遇措置

1号：①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与
②複数の在留資格にまたがる活動を認める

③親の帯同 ④外国人家事使用人(1人)の雇用 ⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労 ⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和 等

3年

2号：①在留期間「無期限」の付与
②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

③～⑥等は1号と同じ

現行制度に対する評価・要望

○ 経産省において企業ヒアリングを行っており、2,500万円までの年収にも段階的なポイント加算の要望等があった。

④多様性の拡大によるイノベーションの活性化 ～高度外国人材の受入れ拡大に向けた課題～

- 外国人にとって、働き場所としての日本の評価は高くない。
- 高度外国人材の受入れ拡大に向けては、言語、生活インフラ、労働環境、税率など、様々な課題が指摘されている。

外国人駐在員からの日本の評価（総合評価47位/52か国）

言語の壁
(52位/52か国)

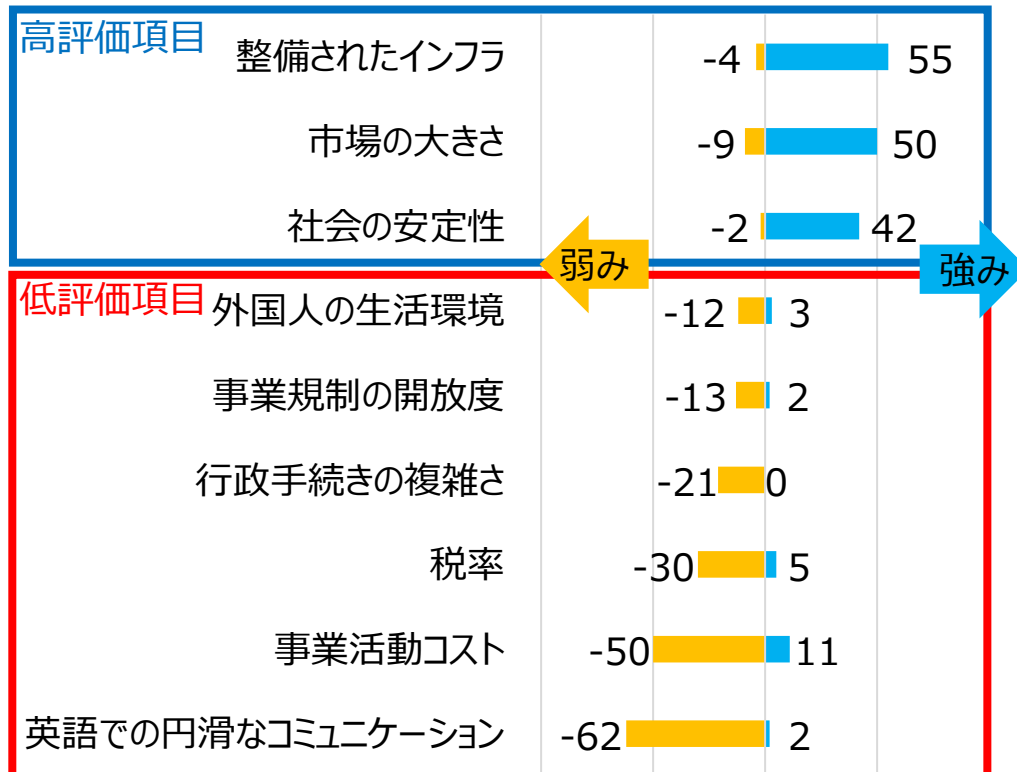
地域社会への溶込みやすさ
(45位/52か国)

住居探し、銀行口座開設等の生活要素
(51位/52か国)

ビジネス文化・労働慣行
(50位/52か国)

他の先進国と比較し外国企業が感じる日本市場の「強み」と「弱み」

(回答企業数：133社、回答数：674) ※各社は強み／弱みのそれぞれ最大3つまで回答



④多様性の拡大によるイノベーションの活性化 ～人材獲得に向けた取組～

- 高度外国人材の受入れ促進に向け、政府は、**特別高度人材制度**等を創設したほか、2023年5月、**海外からの人材・資金の呼び込みのためのアクションプラン**を策定。
- アジア各国等は、**様々な優遇措置**を講じており、それらの国等との競争が課題となっている。

韓国

外国人技術者の所得税を10年間50%減免、外国人労働者の税率を20年間単一税率19%を適用

台湾

科技・経済等分野の特別な専門知識を有す「外国特定專業人材」の給与所得が300万台湾元を初めて超した年度から5年以内に限り、300万台湾元超の所得の半分を免税

シンガポール

所得税の最高税率が22%と低率、月収3万シンガポールドル以上の高額所得者等に対し長期ビザを発給

中国

高額な報酬、豊富な研究費、多額の資金援助等で、世界中から高度な知見を有する研究者を招聘（千人計画）

フランス

駐在減税として、仏居住後8年間、一定の所得控除（①最大で給与総額の50%までの駐在手当、又は、②駐在手当控除後の課税所得の20%まで、のいずれか高い方）

（注）G7諸国の所得税水準

夫母子2人の給与所得者(片働き)*の場合、所得税（国税）の最高税率の適用が開始される給与収入金額は、日本は4,473万円で45%、米国は7,690万円で37%、英国は2,310万円で45%、ドイツは7,366万円で45%、フランスは6,977万円で45%となっている。

※モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算。

（出典）財務省「主要国における所得税率の推移の国際比較」

(参考 1) 特別高度人材 (J-Skip) の概要

1 在留資格

ポイント制によらず**学歴又は職歴と年収**が下記の水準以上であれば、「高度専門職（1号）」を付与

① 高度学術研究活動
(大学教授や研究者等)

- ・修士号以上取得、年収2,000万円以上の者
- ・職歴10年以上、年収2,000万円以上の者

② 高度専門・技術活動
(企業で働く技術者等)

③ 高度経営・管理活動
(企業の経営者等)

- ・職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

入国後

在留資格「高度専門職」1号 → 1年 → 2号 (※号の区分で優遇措置に差)

2 追加優遇措置：ポイント制の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる

①世帯年収が3,000万円以上の場合、外国人家事使用人2人まで雇用可能（家庭事情要件等は課さない(※)）

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能」に該当する活動についても、経歴等の要件を満たさなくても、週28時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティーレーンの使用が可能

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること、又は外国で継続して1年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用することを課さないもの

(参考2) 未来創造人材制度 (J-Find) の概要

対象者：以下の3要件全て満たす者

- (1) 3つの世界大学ランキング(※1)中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている
- (2) 卒業から5年以内
- (3) 滞在当初の生計維持費20万円の所持

在留資格「特定活動」(未来創造人材)を付与

活動内容

在留期間は、最長2年間(1年又は6月ごとに更新が必要)(※2)

- ・ 就職活動
- ・ 起業準備活動
- ・ 上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

配偶者・子について

扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」(未来創造人材の配偶者等)が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

(※1) ①アカアクリティクス 社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、②タイムズ 社公表のTHE・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、③シャム・ユニバーシティ・コンサルティング 社公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティ

(※2) 特定活動(継続就職活動)、起業活動促進事業、特区創業活動促進事業、特定活動(卒業後起業活動)等の類似制度と併せて累計2年を超えない範囲で活用できる

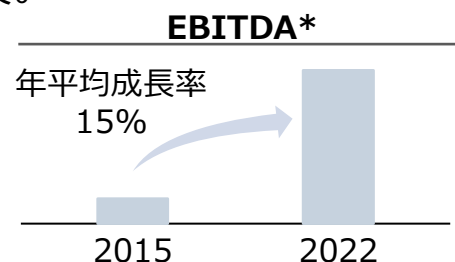
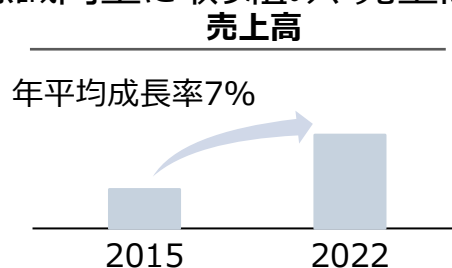
⑤ 海外資本を活用した経営の高度化

- 対内直接投資のうち、海外資本によるM&Aは、日本企業の経営課題の解決や成長の加速に有効。
 - ①グローバルな知見・ネットワーク獲得による、経営財務管理の高度化、組織体制強化
 - ②新しい人事評価制度や人材交流等による、従業員のモチベーション向上、グローバル人材の育成強化
 - ③海外資本のネットワークを活用した海外販路拡大、海外で先行する商品等の活用による品質向上
- 海外資本によるM&Aの対象となった企業が直面していた課題、経済安全保障を含む留意点やメリットとともに、4つの類型、20の具体的事例をまとめた事例集を作成。

(1) 子会社売却：

日立機材(現センクシア)のカーライルへの売却

グループ傘下での安定的な事業運営思考から、カーライルの人材支援等を通じて、生産性の高い経営体制の実現や従業員の意識向上に取り組み、売上高・利益ともに大きく成長。

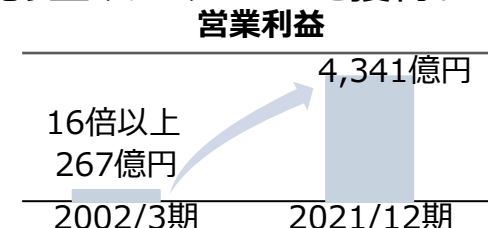
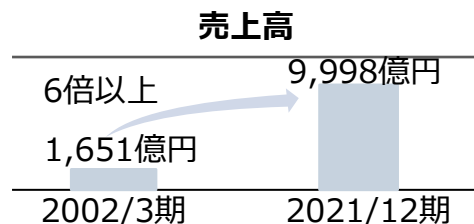


* イービットディーイー：税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて算出される利益

(2) 大企業本体の売却・資本の受入：

中外製薬のロシュへの売却

中外製薬は、ロシュ新薬の日本市場での独占販売権による安定的な収益に基づき、創薬へ経営資源を集中。画期的なグローバル新薬4製品を発売し、特にがん領域で国内売り上げシェアNo.1を獲得。

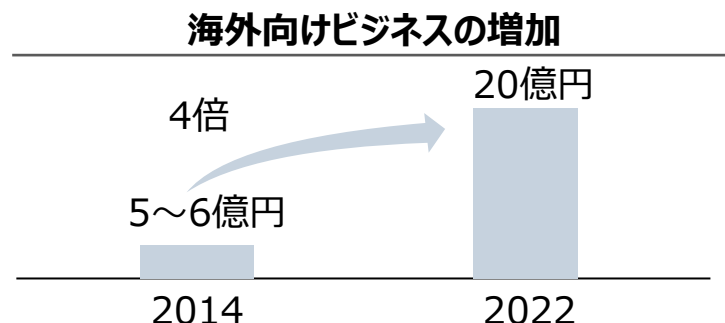


⑤ 海外資本を活用した経営の高度化

（３）事業承継：

おやつカンパニーによるカーライルからの資本受入

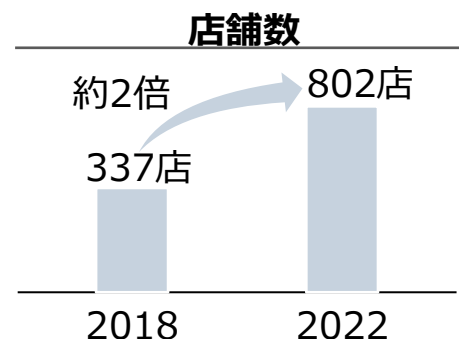
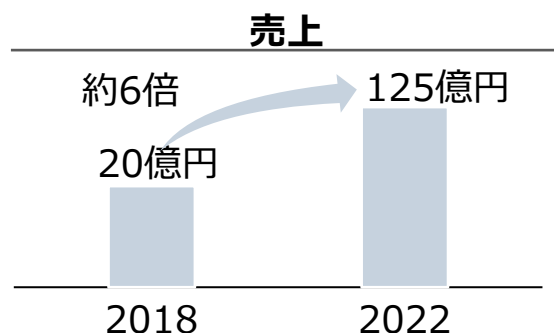
ベビースターブランドを販売するおやつカンパニー（三重県）は、事業承継を模索する中、カーライルの資本を受け入れ、組織体制の変革と海外向けビジネスの拡大を実現。



（４）スタートアップへの出資：

AB&Companyの設立を通じたCLSAへの売却

PEファンドCLSAの人材紹介を活用して、スムーズな事業拡大と経営基盤強化を実現。急速出店に耐える体制を構築し、2021年新規上場（IPO）。



(参考) 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン

令和5年4月26日
対日直接投資推進会議決定

海外からの人材・資金を積極的に呼び込むことで、我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、日本のさらなる経済成長につなげていくべく、新たなアクションプランを策定。

2030年80兆円の対内直接投資目標の更なる高みを目指し、**早期に100兆円を目指す新たな目標**を定め、早期に実行すし、日本経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる。

※2022年末の対日直接投資残高は、46.2兆円

1. 国際環境の変化を踏まえた戦略分野への投資促進・グローバルサプライチェーンの再構築
2. アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略
3. 高度外国人材等の呼び込み、国際的な頭脳循環の拠点化に向けた制度整備
4. 海外から人材と投資を惹きつけるビジネス・生活環境の整備等
5. オールジャパンでの誘致・フォローアップ体制の抜本強化、G7等を契機とした世界への発信強化

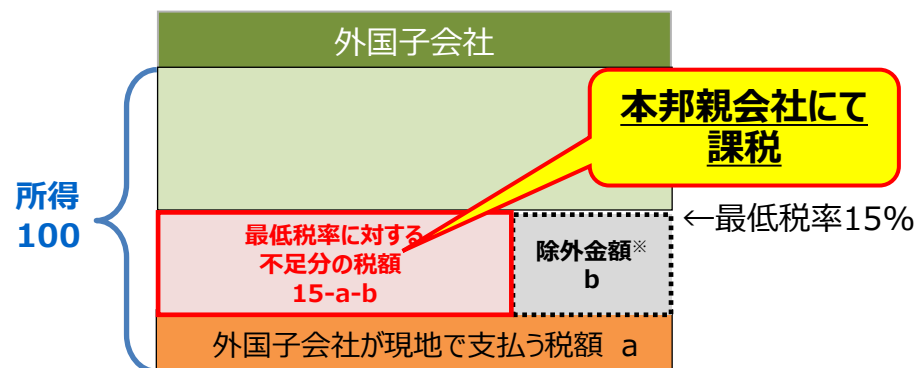
⑥経済のデジタル化等への対応

- 2021年10月、OECD/G20は、グローバル・ミニマム課税等の導入に合意。
- 2023度税制改正では、グローバル・ミニマム課税の一部（所得合算ルール）が導入されたほか、OECDにおいて2023年以降に議論される論点については、その進展を踏まえ、2024年度税制改正以降に対応する方向で検討を継続。
- 本税制の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社の所得を本邦で課税するという点で類似する外国子会社合算税制の見直しを行った。

＜グローバル・ミニマム課税の概要＞

- 法人税の最低税率（15%）を設定し、外国子会社の最低税率に対する不足分の税額を本邦親会社で課税。
- 課税対象となるのは、年間の連結総収入が7.5億ユーロ（※）以上の多国籍企業。

（※）147円/ユーロで換算すると約1,100億円



（※）外国子会社の有形資産簿価と支払い給与の合計の5%（導入当初は、有形資産簿価は最大8%、支払給与は最大10%除外。その後、漸次割合が減少）。

＜令和5年度税制改正の概要（CFC税制）＞

改正内容	改正の対象になる外国子会社の具体例	現行	見直し後
①合算課税の対象となる外国子会社の絞り込み	● 本邦親会社が事業の管理を行い、かつ、現地に事務所や工場等を持たない外国子会社 ● 収入の大半が配当や利子といった受動的所得で占められる外国子会社等	現地の租税負担割合が30%未満の場合に合算課税	現地の租税負担割合が27%未満の場合に限り合算課税
②確定申告時における書類の添付義務の緩和	● 経済活動の実体があり、かつ、現地の租税負担割合が20%未満である外国子会社のうち、課税対象となる金額がない外国子会社等	書類添付必要	書類添付不要（保存のみ義務付け）

(7) 貿易・投資管理

- 大量破壊兵器等及び通常兵器の拡散を防止するため、国際レジームに基づき、機微な貨物の輸出及び技術の提供について、許可申請を義務づけ。
- 国の安全を損なうおそれのある業種への対内直接投資について、事前届出を義務づけ。

炭素繊維



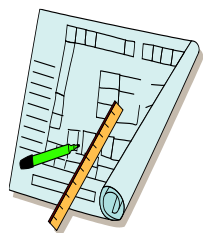
貨物輸出

国際的な平和及び安全の維持を妨げる
貨物輸出を規制

許可制

2021年度 1.4万件/年

設計図



技術提供

国際的な平和及び安全の維持を妨げる
技術提供を規制

許可制

2021年度 0.2万件/年

日本企業



対内直接投資

① 国の安全を損なう、
② 公の秩序の維持を妨げる、
③ 公衆の安全の保護に支障を来す対内直接投資を規制

審査付事前届出制

(変更・中止を勧告・命令できる)

(参考) 国際レジームの概要

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象 品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人 航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人 航空機、関連機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48カ国	42カ国 + EU	35カ国	42カ国
4. 参加国	<グループA> 全てのレジームに参加し、かつ、適切な輸出管理を実施していると考えられる国 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア 、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、中国、韓国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ インド、韓国	アイスランド、トルコ、 ロシア 、ウクライナ ブラジル インド、韓国 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、 ロシア 、ウクライナ メキシコ インド、韓国 南アフリカ

我が国を取り巻く安全保障環境 – 国家安全保障戦略（2022年12月16日） –

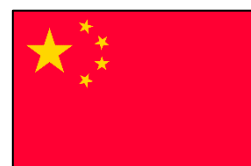
- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。
- 我が国周辺では、軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が強まっている。



- 従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威。



- 国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては、最も重大かつ直接の脅威。
- インド太平洋地域においては、中国との戦略的な連携と相まって安全保障上の強い懸念。



- 現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、日本と国際社会の深刻な懸念事項。
- これまでにない最大の戦略的な挑戦。

（参考）骨太の方針2022（2022年6月7日閣議決定）

第3章 1. （2）経済安全保障の強化

国家・国民の安全を経済面から確保する観点から、経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進する。新たな国家安全保障戦略等の策定に当たり、経済安全保障を重要な課題と位置付ける。基幹産業が直面するリスクを総点検・評価し、脆弱性を解消するための取組を定式化し、継続・深化していく。

経済安全保障推進法を着実に施行すべく、速やかに基本方針を策定し、サプライチェーン及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り早期に実施する。

半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めとする重要な物資について、供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、物資の特性に応じて、基金等の枠組みも含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備することで、政府として安定供給を早急に確保する。基幹インフラの事前審査制度について、各省における事業者からの相談窓口の設置を含め円滑な施行に向けた取組を進める。シンクタンクを立ち上げるとともに、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を行う。特許出願の非公開制度について、必要なシステム整備を含め円滑な施行に向けた取組を進める。

外為法上の投資審査について、（略）、**指定業種の在り方について検討**を行う。ロシアによるウクライナ侵略も踏まえ、**新たな安全保障貿易管理の枠組み**の検討も含めた**先端技術を保有する民主主義国家による責任ある技術管理**や、**各種制裁の効果的な実施**、経済的威圧への対応を含め、同盟国・同志国との連携を強化する。（略）

国際共同研究等における具体的事例の検証等を踏まえつつ、重要情報を取り扱う者への資格付与について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める。先端技術・機微技術を保有するなど、次世代に不可欠な技術の開発・実装の担い手となる民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について検討を行う。

日米首脳での合意に基づき、先端半導体基盤の拡充・人材育成に加え、2020年代後半に次世代半導体の設計・製造基盤を確立する。国際情勢の変化等を踏まえたサイバーセキュリティの確保に向けた官民連携や分析能力の強化について、技術開発の推進や制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める。政府が扱う情報の機密性等に応じたクラウドの利用方針を年内に定め、必要なクラウドの技術開発等を支援し、クラウド等に係る政府調達に反映する。

国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図るとともに、内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を速やかに設置し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から関係省庁の事務の調整を行う枠組みを整備する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する。

①特定国を対象とした制裁 ～北朝鮮制裁～

- 2006年の北朝鮮の核実験に対する安保理決議に基づき、制裁（現状は輸出入禁止の措置）を実施。
- 本年4月13日が期限。国交省所管の特定船舶の入港禁止措置と併せ、2年間延長。4月18日に国会付議の閣議決定。今後、国会の承認を目指す。

規制対象		担当省庁	現行の主な措置
モノ	輸出	経済産業省	北朝鮮への全ての品目の輸出禁止（2009年開始） ※国連安保理決議に基づき、大量破壊兵器関連物資、奢侈品の輸出禁止は、2006年から実施
	輸入		北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止（2006年開始）
カネ	支払等	財務省 （貿易に伴うものは 経済産業省）	北朝鮮の核及びミサイル計画関連の 団体・個人に対する資産凍結（2006年開始） 北朝鮮向けの送金の原則禁止等（人道目的を除く）
	現金等の持ち出し	財務省	北朝鮮を仕向地とする現金等の持ち出しの届出
	金融機関等	金融庁	北朝鮮金融機関の我が国での支店開設の原則禁止等
ヒト	我が国への入国の 制限	法務省	北朝鮮籍者の入国の原則禁止等
	我が国から北朝鮮への 渡航	外務省	我が国から北朝鮮への渡航自粛の要請
運搬・移動手段		国土交通省	北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶の入港禁止等
貨物検査			国連制裁対象貨物を積載すると見込まれる 船舶に対する貨物検査

①特定国を対象とした制裁 ～ロシア制裁～

- 2022年2月のウクライナ侵攻を受け、欧米諸国と足並みを揃えて、各般にわたる措置を順次実施。
- 事態の推移に応じ、今後とも、欧米諸国と連携し適切に対応。

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

(1) ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

(2) ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

(3) ロシア向け化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

軍事関連
団体向け
輸出禁止

(4) ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア357団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示により、ロシア21団体を追加。

産業基盤
関連品目
輸出禁止

(5) ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

(6) ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、油圧ショベル、航空機用エンジン、航行用無線機、電気回路等

(7) ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

ぜいたく品
輸出禁止

(8) ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置

※対象品目：高級自動車、宝飾品等

輸入等
禁止措置

(9) ロシアからの一部物品の輸入等の禁止措置

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油及び石油製品の輸入（及び海上輸送に関連するサービスの提供）

輸出入
禁止措置

(10) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

(参考) プライスキャップ制度

- ロシアの石油収入を減少させつつ、国際石油市場の混乱を回避し、石油価格の上昇圧力を緩和させるため、2022年9月2日のG 7 財務大臣会合において、プライスキャップの導入について合意。上限価格について、原油は60ドル/バレル、石油製品は100ドル/バレル（高価値品）、45ドル/バレル（低価値品）で合意。
- 我が国は、12月5日に閣議了解を行うとともに、外為法に基づく告示を改正。原則、ロシア産原油については昨年12月5日、ロシア産石油製品については今年2月5日から制度を開始。
 - ① 上限価格を超えるロシア産原油・石油製品の輸入を禁止（経済産業省告示）
 - ② 上限価格を超えるロシア産原油・石油製品に関する海上輸送サービス及び金融サービス等の提供を禁止（財務省告示）

原油・石油製品の海上輸送に関連するサービス

保険会社
(船舶保険、貨物海上保険等)

海運事業者
(海上輸送サービス)

金融機関
(金銭の貸付、債務保証等)

その他
(通関サービス等)

居住者から非居住者に対して、
上限価格を超える原油・石油製品の
海上輸送に関するサービスの提供禁止※

貨物
原油・石油製品

日

上限価格を超えるの原油・石油製品の輸入禁止※

※サハリン2で生産されたものを除く。

第三国

露



②先端的な半導体製造装置の輸出管理の強化

- 国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、軍事転用の防止を目的として、ワッセナー・アレンジメントを補完するとともに、半導体製造装置に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘案し、これまで対象としていなかった高性能な半導体製造装置（23品目）を管理対象に追加。
- これにより、技術保有国としての責任を果たし、国際的な平和及び安全の維持に貢献。

<ポイント>

- 新たに**23の半導体製造装置**を外為法に基づく省令上の管理対象に追加。
※洗浄（3品目）、デポジション（成膜）（11品目）、アニーリング（熱処理）（1品目）、リソグラフィ（露光）（4品目）、エッチング（化学的除去）
- **全地域向けの輸出**を許可申請の対象とする。
- 欧米等（42の国・地域）については、包括許可を適用可能。

<スケジュール>

2023年5月23日	公布
7月23日	施行（公布後2か月）

③ 「輸出管理と人権イニシアティブ」 行動規範への参加

- 2023年3月29-30日に開催された第2回民主主義サミットにおいて、「輸出管理と人権イニシアティブ」の行動規範（CoC: Code of Conduct）が策定・公表。
- 本行動規範は、先端的な貨物及び技術が深刻な人権侵害等に悪用されないための政治的コミットメントを示したものであり、我が国としてその趣旨に賛同し、参加した。
- 本行動規範に基づき、今後関連技術についての情報・見解の共有など更なる作業を進めていくこととされており、今後の議論も踏まえ、具体的な対応ぶりを検討。

輸出管理と人権イニシアティブ：行動規範（ポイント抜粋・仮訳）

- 関連する貨物及び技術が、国際人権法を遵守して使用され、不法に又は恣意的にプライバシーを侵害し、又はその他深刻な人権侵害を行うために悪用されないことを確保するために輸出管理を適用するとの政治的なコミットメントについて定めるこの自主的な行動規範を作成し、採択することを決意する。
- 適用可能な法令及び既存の多数国間のコミットメントに整合する形で、汎用貨物又は技術の輸出であって、深刻な人権侵害のためにこれらを悪用し得る最終使用者に対するものを管理するために、国内の法律、規制、政策及び実施手段が適切であり、並びに更新されていることを確保するよう努める。
- 継続的に会議を開催し、このイニシアティブに関連する技術について、情報及び見解を共有する。

行動規範の支持国

アルバニア、豪、ブルガリア、加、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、仏、独、日、コソボ、ラトビア、蘭、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、韓、スロバキア、スペイン、英、米

(参考) 欧米における人権侵害を理由とした輸出管理

米国（エンティティリスト）

- 品目規制ではなく、国家安全保障・外交政策上の利益を害する活動等に従事した**主体をエンティティリストに掲載**。
- 本リストに掲載された主体への輸出に際しては、許可申請が必要（主体によって原則不許可）。

※例えば、新疆ウイグル自治区における人権侵害を理由に、ハイクビジョンやダーファ等の中国企業等を追加し輸出管理を実施。



AI搭載監視カメラ
(ハイクビジョン・
監視カメラ世界首位)



高速サーマルカメラ
(ダーファテクノロジー・
監視カメラ世界2位)

EU（輸出管理規則）

- 特定品目（サイバー監視システム）について、以下に該当する場合に輸出許可申請が必要。
 - **インフォーム要件**：輸出管理当局が、輸出者が輸出しようとするサイバー監視システムが、抑圧、国際人権及び国際人道法の深刻な違反と関連があると、輸出者にインフォームした場合。
 - **Know要件**：輸出者が、取引先を精査した結果、輸出しようとするサイバー監視システムが、人権侵害用途に使用される意図があると判明し、当局に通知した場合であって、当局が許可申請が必要であると判断した場合。

④韓国向け輸出管理の運用見直し ～2019年当時～

【背景】

1. 韓国の輸出管理の体制及び運用の脆弱性への懸念
2. 通常兵器キャッチオール規制※の未導入
(※) 通常兵器の製造等に用いられるおそれがある汎用品を輸出する際、個別に許可申請を必要とする制度。
3. 輸出管理当局間の対話が3年以上未開催

⇒ 韓国において、適切な輸出管理が行われているか疑義。

【運用見直し・厳格化】

- ① **半導体関連3品目**（フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジスト）
2019年7月： 包括許可 → 個別許可

- ② **国カテゴリー**
2019年8月： 輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域（＝グループA）から、韓国を削除。韓国向け輸出の管理を厳格化。

④韓国向け輸出管理の運用見直し ～2023年の動向～

3月6日	韓国 ：WTO紛争解決手続きの中断の発表 → 輸出管理政策対話の再開（直近は2020年3月開催が最後）の発表
3月14-16日	輸出管理政策対話（オンライン） <u>合計 3 日間・13時間</u>
3月23日	韓国 ： <u>WTO申し立ての取り下げ</u> をWTO事務局へ通知 → 日本 ： <u>3 品目</u> （半導体製造等に用いられるフッ化水素、フッ化ポリイミド及びレジスト）につ いて、 <u>特別一般包括許可を適用</u> （改正通達の適用開始）
4月10日	輸出管理政策対話（オンライン）
4月12-13日	輸出管理政策対話（オンライン）
4月18-20日	輸出管理政策対話（韓国開催）
4月24-25日	輸出管理政策対話（日本開催）
	<u>合計 8 日間・38時間</u>
4月28日	日本 ： <u>韓国の国カテゴリー見直し</u> （政令改正）のパブリックコメント開始

④ 韓国向け輸出管理の運用見直し ～ 4月10日から25日までの政策対話～

【経 緯】

- 4月10日から25日までの間、8日間（合計38時間）にわたり、輸出管理政策対話を実施（韓国開催、日本開催及びオンライン開催の組み合わせ）。
- 政策対話では、我が国として、韓国における輸出管理の体制、制度及び運用の状況、並びに、それらの実効性について、厳格な検証を行った。

【結 果】

- 政策対話では、以下のとおり、韓国の取組の実効性が確認された。
 - ① 審査担当課が新設・増員されるなど、管理体制が充実・強化されていること。
 - ② リスト規制・キャッチオール規制ともに、制度及び運用の一部に違いはあるものの、総じて見れば、我が国と同水準の制度が整備され、それらの確実な運用が行われていること。
 - ③ 我が国からの輸出に係る北朝鮮を含めた第三国への迂回対策についても、輸出管理当局と税関等との連携の下、必要な対応が講じられていること。
- その上で、韓国からは、今後とも、双方の輸出管理制度及び運用の全般に関して政策対話を定期的に開催し、必要に応じて、制度又は運用の見直しを含め、適切な対応を講ずること(フォローアップの枠組み)について、合意を得た。

【対 応】

外為法輸出貿易管理令別表第三の国(我が国又は同盟国・同志国と同水準の輸出管理が行われていると認められる国(現行のグループA国))に、韓国を追加する政令改正案について、パブリックコメントの手続きを実施（4月28日から5月31日まで）。

⑤防衛装備移転三原則・運用指針の見直し

～防衛装備移転政策の概要～

- 1960年代以降、**武器輸出三原則**(※)の下、**武器の輸出は「慎重」**こととされた。個々の輸出案件については、案件の必要性に応じて、その都度、**例外化措置**で対応。

※1967年 佐藤栄作総理 国会答弁：①共産圏向け、②国連武器禁輸国、③紛争当事国には、武器の輸出は認めない。

1976年 三木武夫総理 国会答弁：上記以外の地域への武器の輸出も、「慎重」ものとする。

- **2014年、新たな安全保障環境に適合する原則として、防衛装備移転三原則・運用指針を策定**。特に、慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議（NSC）において、審議することとされた。

防衛装備移転三原則の概要（閣議決定）

原則 1（移転を禁止する場合）

- ①締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国への移転となる場合

原則 2（移転を認め得る場合）

- ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ②我が国の安全保障に資する場合（国際共同開発・生産の実施に関するもの、安全保障・防衛協力の強化に資するもの、自衛隊の活動・邦人保護に不可欠な輸出等）

原則 3（適正管理の確保）

原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付け。

運用指針の概要（NSC決定）

※運用指針には記載なし

○移転を認め得る類型

- ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- ②安全保障に資する場合（積極的意義が必要）
 - ▼国際共同開発・生産に関するもの
 - ▼安全保障・防衛協力の強化に資するもの
例：救難・輸送・警戒・監視・掃海に係る協力
 - ▼自衛隊等の活動・邦人の安全確保に必要なもの
- ③安全保障上の観点から影響が極めて小さい場合
例：誤送品の返送

○適正管理の確保

- 以下の場合、仕向先の管理体制の確認のみとすることも可能。
- ▼部品等をライセンス元に納入する場合
 - ▼相手国への貢献が相当程度小さい場合
 - ▼自衛隊等の活動・邦人保護に必要な場合 等

⑤防衛装備移転三原則・運用指針の見直し

～国家安全保障戦略（2022年12月16日）における防衛装備移転の取扱い～

国家安全保障戦略（抜粋）

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、**我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段**となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、**防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討**する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。

また、防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

⑥投資管理 ～外為法における「外国投資家」及び「対内直接投資」～

（１）外為法上の「外国投資家」

- 非居住者（日本に住所・居住実態のない者）である個人
- 外国法令に基づき設立された法人（外国法人）

加えて、以下で外国投資家に該当するケース

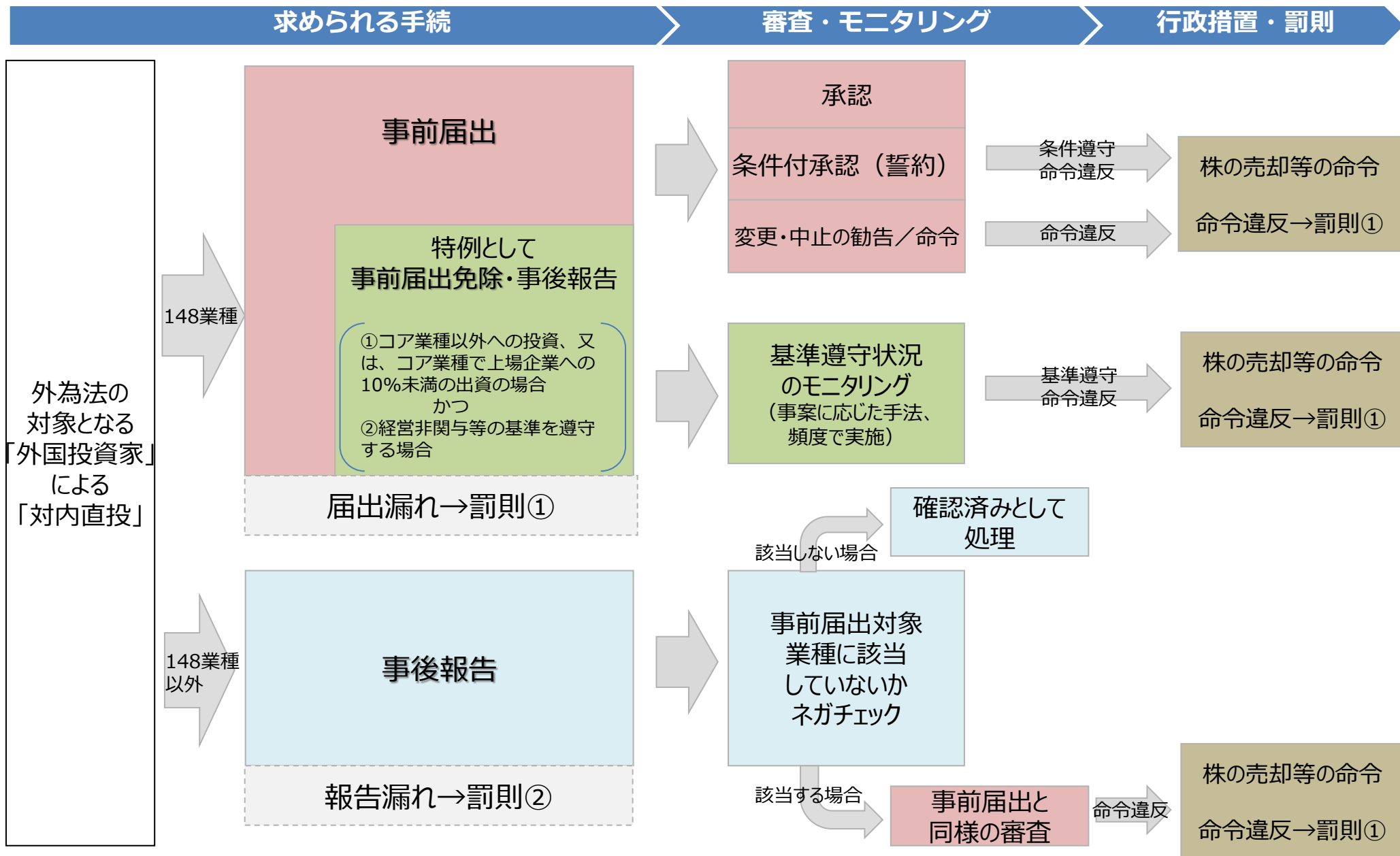
	日本法令に基づき設立された企業であって、	
	外国法人等が保有する 議決権 が	非居住者が占める 役員数 が
外国投資家に該当するケース	50%以上の場合	過半の場合
外国投資家に該当しないケース	50%未満の場合	過半未満の場合

	日本法令に基づき設立されたファンドであって、	
	外国法人等が保有する 出資率 が	外国法人等が占める ファンドマネージャー が
外国投資家に該当するケース	50%以上の場合	過半の場合
外国投資家に該当しないケース	50%未満の場合	過半未満の場合

（２）外為法上の「対内直接投資」

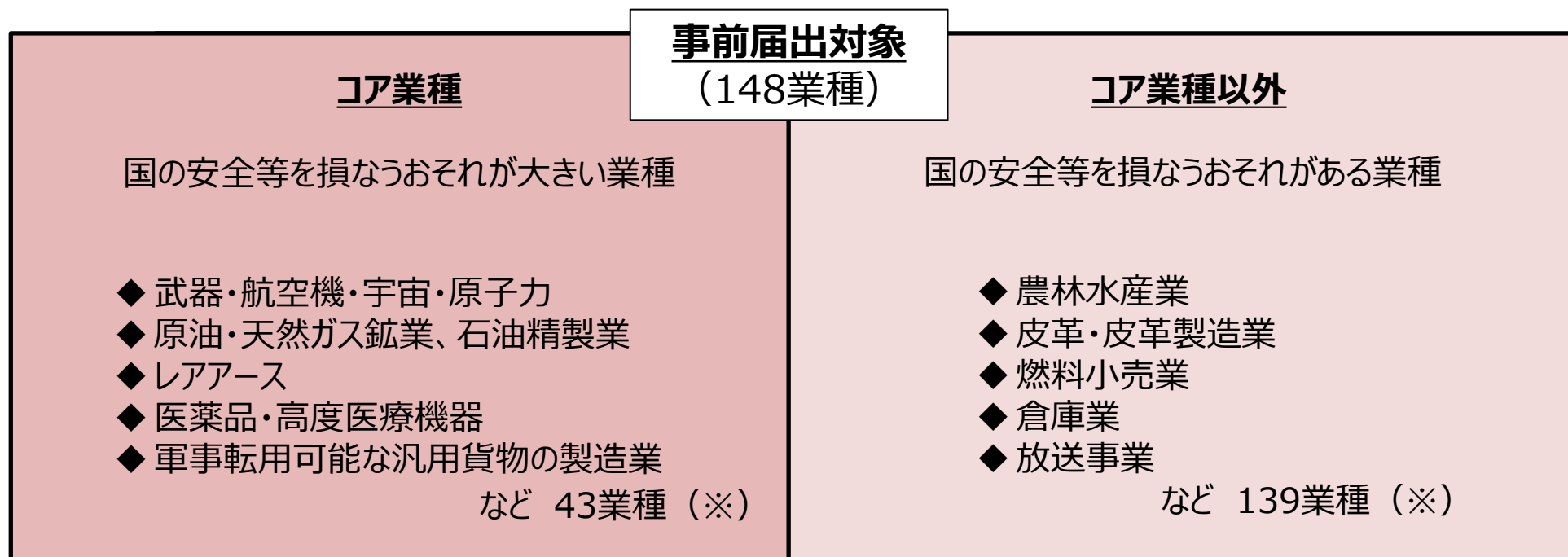
- 上場会社の株式を出資比率1%以上で取得する場合
- 非上場会社の株式を取得する場合（1株から対象）
- 株式の取得を伴わないが、事業を譲り受ける場合

⑥投資管理 ～外為法に基づく対内直接投資管理の全体像～

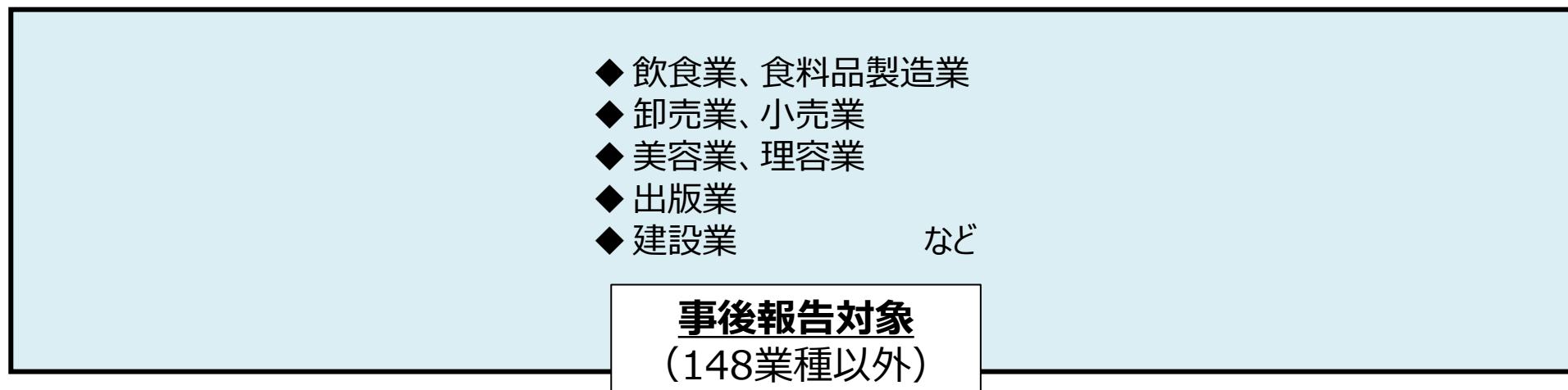


罰則①：3年以下の懲役 and/or 投資額の3倍以下（最低100万円）の罰金、 罰則②：半年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

⑥投資管理 ～対内直接投資に係る対象業種（従前）～



※コア業種・コア業種以外の双方に該当する業種あり。



⑥投資管理 ～サプライチェーン保全等に向けた対象業種の追加～

- 経済安全保障推進法に基づく「**特定重要物資**」の指定等を踏まえ、**経産省所管の16業種、他省所管の2業種（肥料1業種及び船舶の部分品1業種）を追加。**（※）
- その結果、これまでの指定業種と合わせ、**合計166業種が指定業種**に（2023年5月24日施行済み）。

※ 直近では、2020年に、感染症に対する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業を追加。

① 経済安保推進法の特定重要物資（7物資）に関連する15業種の追加（うち経産省13業種）

- ・ 半導体素子及び集積回路（5業種）
- ・ 蓄電池（1業種）
- ・ 永久磁石（1業種）
- ・ 金属鉱産物（既存業種の範囲で追加）
- ・ 工作機械・産業用ロボット（5業種）
- ・ 永久磁石、半導体及び蓄電池の部素材等（1業種）
- ・ 肥料（塩化カリウム等、1業種（農水省））、船舶の部品（1業種（国交省））
- ・ 併せて、① 無人航空機（ドローン）について、コア業種である航空機製造業に含まれることを明確化
② 抗菌性物質製剤製造業、石油精製業等を特定取得の対象（外国投資家からの非上場株の取得も要事前届出）に追加

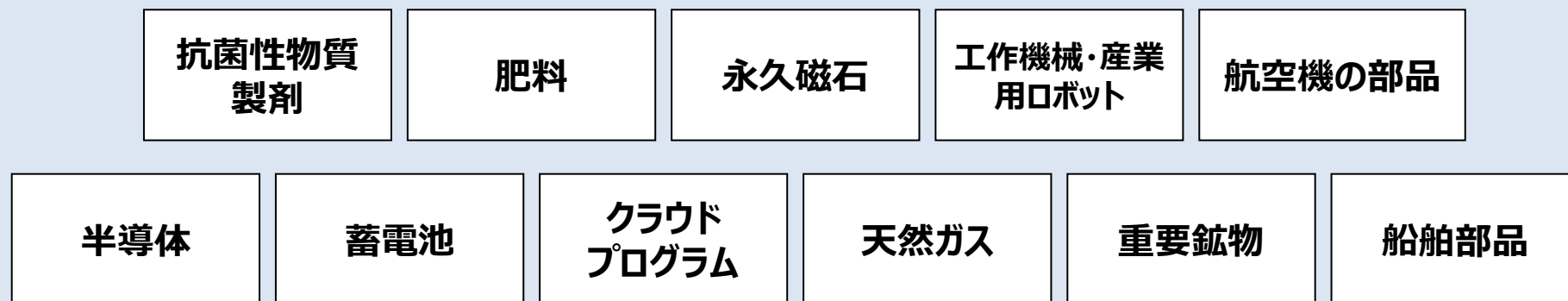
→ サプライチェーン保全のために、川上から川下までをカバー

② その他の業種（金属3Dプリンタ製造業（3業種））の追加

(参考 1) 特定重要物資11分野

- 2022年12月、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資として、11物資を指定。
- 特定重要物資毎に安定供給確保に向けた目標を定め、支援施策を実施。

特定重要物資11分野



特定重要物資とは、
国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資

特定重要物資毎に安定供給確保に向けた目標を定め、海外調達先の多角化や国内生産基盤の強化、省資源化やリサイクルのための技術開発等、包括的な対策を講じる

(参考2) 経済産業省関係の特定重要物資及び安定供給確保に向けた支援

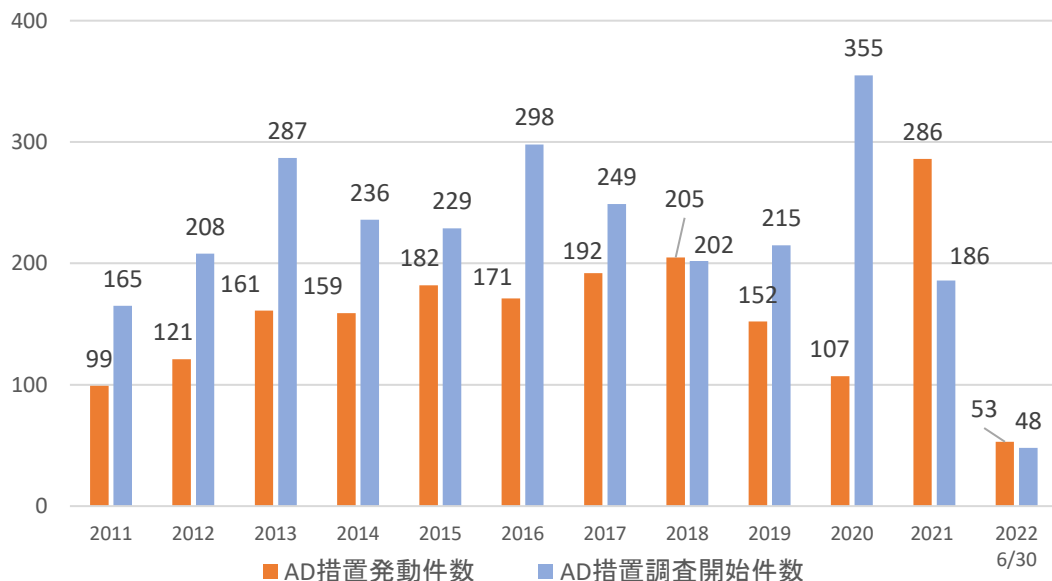
物資	予算額	主な支援策
半導体	3,686.1億円	・ パワー半導体の製造能力強化 ・ シリコンウェハの製造能力強化
クラウド	200億円	・ 基盤クラウドの生産技術の開発 ・ 次世代基盤クラウドの生産基盤整備
蓄電池	3,316億円	・ 蓄電池・蓄電システムの製造能力強化 ・ 蓄電池材料・部材の製造能力強化
永久磁石	253億円	・ レアアース磁石の製造能力強化 ・ レアアース原料リサイクル技術の開発・導入 ・ レアアースフリー磁石の開発
工作機械・産業用ロボット	416億円	・ 高性能CNCシステムの製造能力強化 ・ 産業用ロボット向け機器の製造能力強化
航空機の部品	417億円	・ 大型鍛造品の製造能力強化 ・ CMCの設備投資、SiC繊維の設備投資・研究開発 ・ 炭素繊維の設備投資
重要鉱物	1,058億円	・ レアアース・バッテリーメタルの探鉱、鉱山開発、製錬能力強化、技術開発
LNG	236億円	・ 民間企業の調達支援を通じた安定的なLNG供給体制の確保
計	9,582.1億円	—

(*) 予算額は、2022年度補正予算。以上の他、厚労省所管の抗菌性物質製剤、農水省所管の肥料、国交省所管の船舶備品（船舶用機関、航海用具及び推進器）が指定されている。

⑦アンチダンピング措置

- 世界各国でアンチダンピング（AD）措置が活用され、2021年には、286件の措置が発動。
- 2022年12月には韓国・中国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する課税を、2023年2月には中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する課税期間の延長を、それぞれ決定。

【世界全体でのAD措置発動・調査開始件数】



【2021年 発動（調査開始）件数内訳】

米国：82件 (24件)	中国：22件 (0件)
豪州：8件 (6件)	ブラジル：6件 (11件)
欧州：11件 (11件)	韓国：3件 (7件)
インド：49件 (30件)	日本：1件 (2件)

【我が国が課税・課税期間の延長を行った事例】

溶融亜鉛めっき鉄線

- 主な用途：金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリップ金網、亀甲金網）、各種有刺鉄線、パルプ結束線等の結束用途

【外観】



【用途例】



(写真提供：国内生産者)

- 対象国：韓国・中国
- 課税期間：2022年12月8日～2027年12月7日

高重合度ポリエチレンテレフタレート

- 主な用途：ボトルやシート
- 対象国：中国
- 課税期間：2017年12月28日～2028年2月2日

【外観】



【用途例】



(写真提供：申請者)

目次

1. 世界経済の動向

2. 世界経済構造の変化

(1) グローバリゼーションに対する有識者の評価

(2) WTO（世界貿易機関）が直面する課題

(3) 地政学的な構造変化を背景に、激化する産業政策間の競争

3. 日本の施策の方向性

(1) 有志国と連携した国際協調行動

(2) 自由で公正な貿易秩序の変化と経済安全保障の両立

(3) 自由貿易体制の堅持と補完的対応

(4) 有志国との連携強化への対応

(5) グローバルサウスへの貢献

(6) 民需主導の持続的成長に向けた海外経済の活力の取込み

(7) 貿易・投資管理

4. 成果目標として参照すべきKPI

4. 成果目標として参照すべき指標（KPI）

- 対外経済政策を推進していくうえで、国際経済や日本の産業構造の変化を踏まえて、今後成果目標として参照すべき指標（KPI）はどのようなものが適切であるか

通商政策に関する数値例

1	輸出額(2022年度)	約99.2兆円
2	輸入額(2022年度)	約121.0兆円
3	第一次所得収支 (2022年度、速報値)	約35.6兆円
4	対日直接投資残高 (2022年)	約46.2兆円
5	EPA・FTA締結数 (2021年1月現在)	21

(参照) 1、2：財務省「貿易統計」
3：財務省・日本銀行「国際収支状況」
4：財務省「本邦対外資産負債残高」
5：外務省HP

日本経済に関する評価例

1	グローバル・イノベーション インデックス 2022 (WIPO)	13位 (132カ国中)
2	人材競争力 調査レポート2022 (INSEAD)	24位 (133カ国中)
3	経済自由度指数 2023 (ヘリテージ財団)	31位 (184カ国中)

(参照) 1：<https://www.heritage.org/index/>
2：https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/
3：<https://www.insead.edu/faculty-research/research/gtci>

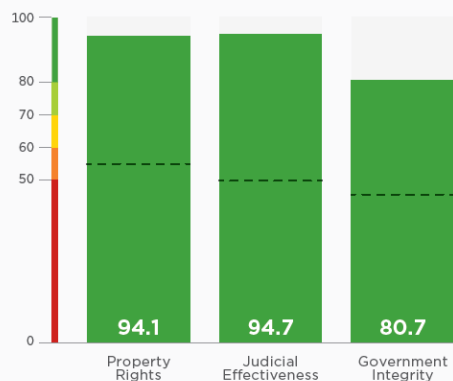
国際経済や日本の産業構造変化を踏まえた成果目標（KPI）を検討していくことが必要

(参考) 日本の経済の自由度に関する指標

- 法の支配や規制の効率性に関するスコアは高いものの、政府の規模（財政健全性や政府支出）、金融・投資市場の開放性に課題あり。

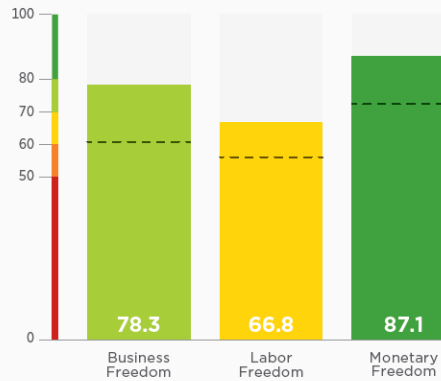
■ 日本の経済自由度12指標のスコアと批評（ランキング31位）

RULE OF LAW



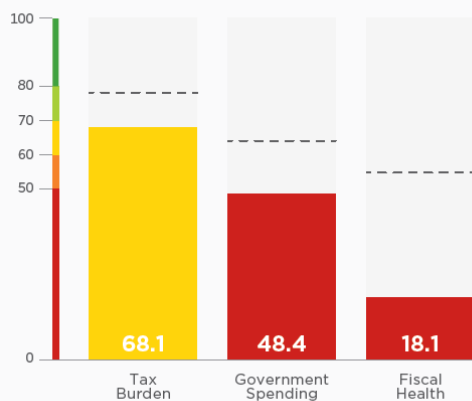
日本は、法の支配に関する項目は、全て世界平均を上回っており、法治が十分に尊重されている。

REGULATORY EFFICIENCY



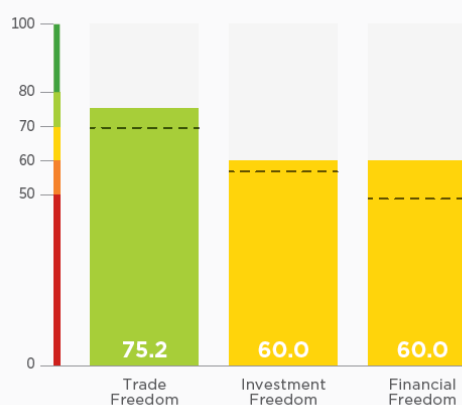
規制の枠組みは比較的合理的であるが、構造的な問題が起業家精神を阻害している。労働市場はよく機能しているが、終身雇用や年功序列の賃金制度が、より柔軟な労働市場の発展を阻害している。インフレは最小限にとどまっている。

GOVERNMENT SIZE



個人および法人の最高税率は、それぞれ40.8%および23.2%である。税負担はGDPの31.4%に相当。3年間の政府支出と財政収支の平均は、それぞれGDPの41.5%と-6.2%。公的債務はGDPの262.5%に相当。

OPEN MARKETS



加重平均した関税率は2.4%であるが、300以上の非関税措置が存在。政府は特定の分野において外資の投資を選別。競争力ある金融セクターは、最新の金融サービスを提供しているが、依然として国家が存在感を示している。